平成26年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成26年9月10日 (第3日目) 場 所 白石町役場議場

場 所 白石町役場議場 開 会 午前 9 時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	Ш	﨑		平	10番	秀	島	和	善
2番	前	田	弘老	欠郎	11番	井	﨑	好	信
3番	溝	П		誠	12番	大	串	弘	昭
4番	大	串	武	次	13番	内	野	さ。	よ子
5番	吉	尚	英	允	14番	西	山	清	則
6番	片	渕		彰	15番	岩	永	英	毅
7番	草	場	祥	則	16番	溝	上	良	夫
8番	片	渕	栄_	二郎	17番	久	原	房	義
9番	久	原	久	男	18番	白	武		悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町		長	田	島	健	_	副	H	lļ,	長	杉	原		忍
教	育	長	江	П	武	好	総	務	課	長	百	武	和	義
企画	可財政部	果長	片	渕	克	也	税	務	課	長	吉	原	拓	海
住	民 課	長	渕	上	隆	文	保值	建福	祉調	是	堤		正	久
長美	科会 認	果長	片	渕	敏	久	生活	舌環	境調	長	門	田	藤	信
水	道 課	長	荒	木	安	雄	下	水道	道 課	. 長	赤	坂	和	俊
産	業 課	長	赤	坂	隆	義	農	讨整	備調	長	嶋	江	政	喜
建	設 課	長	岩	永	康	博	会	計信	章 理	者	岩	永	信	秀
学核	交教育部	果長	本	Щ	隆	也	生活	厓学	習護	長	小	JII	豊	年
農業委	委員会事務	房局長	一 /	/瀬	美色	上子	保	健『	事 門	監	門	田	和	昭
健康	づくり専	門監	田	中	幸	子	主(壬主	導主	:事	白	濱	正	博

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 鶴 﨑 俊 昭 議 事 係 長 久 原 雅 紀 議 事 係 書 記 片 渕 英 昭

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6番 片 渕 彰

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 一般質問

- 5. 草場祥則議員
 - 1. 人口減少、少子化時代を迎えて
 - 2. 住みたいまちづくり~定住人口増加をめざして~
 - 3. 農山村に住みたいという若者が増えているが
- 6. 溝口 誠議員
 - 1. ピロリ菌検査助成について
 - 2. 公共施設マネジメントについて
- 7. 大串弘昭議員
 - 1. 広域圏ゴミ処理センター新規事業について
 - 2. 水田農業の将来像は
 - 3. 川津地区の落下防止について
- 8. 井﨑好信議員
 - 1. 国民健康保険特別会計運営について
 - 2. 小・中学校の教育問題について

9時30分 開議

〇白武 悟議長

おはようございます。 これより本日の会議を開きます。

日程第1

〇白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、吉岡英允議員、片 渕彰議員の両名を指名いたします。

日程第2

〇白武 悟議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名であります。 通告順に従い、順次発言を許します。草場祥則議員。

〇草場祥則議員

おはようございます。

議長の許可を得ましたので、今回は人口減少時代を迎えてということで質問をさせていただきます。ひとつよろしくお願いいたします。

前回よりきのうから複数の議員さんたちがこの問題に対して質問しておりますが、 私はその集大成として質問していきたいと、そういうふうに思っております。細かい 数字はきのうの議員さんたちで出ておりますので避けますけど、政府は50年後に人口 1億人維持目標を掲げて人口減少社会への対応を維持するために重点施策に掲げてお ります。産業面、また地域コミュニティ面で我が白石町にとってどのような影響が予 測されるものなのか、お考えをお聞きしたいと思います。

〇片渕克也企画財政課長

人口減少が及ぼす町への影響というふうなことでございます。

まず、一番大きなものでございますけれども、地域及び農林水産業などの担い手の減少が懸念されます。担い手が減少することにより産業そのものが立ち行かなくなるおそれがあります。次に、購買客の減少による商工業の衰退というようなことも考えられます。3番目に、生産年齢が減少するというようなことで、すなわち税収に影響をしてまいります。また、1人当たりの医療費や税負担がふえてまいるというふうなことにもなります。4番目に、公共施設の余剰というふうなことで、人口が減りますとそれだけ公共施設の利用者も減るというふうなことで余剰が生じてくるというふうな事態になります。5番目として、児童・生徒数の減少による学校運営への影響というふうなことが出てまいります。まず、児童・生徒数が減少することにより現在もクラスがえもなかなかできないというような状況、最終的には複式学級というような対応、そういったこと、事態にもなってくるかと考えております。主に6番目としまして、これは財政的なものでございますが、人口を基礎とした地方交付税の積算額が減ってくるというふうなことが懸念されます。7番目に、これは役場の問題でございますが、職員の減少、これにより行政への対応能力が低下してくるというふうなことが懸念されます。大体以上のようなことが想定されるところであります。

〇草場祥則議員

政府がこれだけ力を入れているということは非常に危機感を持っているんじゃないかなと、そういうふうに思います。私が思うに一番影響があるのは社会保障面と、それと産業面といいますか、今まではつくれば売れるという時代であったものがこういうふうな購買力が少なくなってきますと選別されるというふうなことで、産業面でのかなりのダメージと、それと社会保障が結局納める人が少なくなる、給付が多くなるということで、かなりそういうふうな面で立ち行かなくなるんじゃないかなと、そういうふうに思って非常に憂慮しているところでございます。

そこで、2番目に上げております、それらに対する対策はということで、まず出生率の向上対策の出産祝い金はどうなっているのかということで質問したいと思いますけど、ここに資料をもらっておりますけど、特殊出生率では白石町は1.6、県が1.61、全国平均が1.41ということで白石町は全国から比べたらいいほうじゃないかなと、そういうふうに思っております。そこで、町長は公約で出産祝い金に言及をされているわけでございますが、果たしてこれは出生率の向上に有効かと、そういうふうに思ったときにちょっとどうやろうかなという面もあります。というのは、一番大事なことは子育てをしやすいまちづくりに視点を置くべきじゃないかなと。そうしないと、定住人口の維持にはならないと、そういうふうに思うわけでございます。子供を産み育てる期間中で経済的、体力的に負担が大きくなるのはいつなのかと。町はそこを見きわめて支援することが必要じゃないかなと、そういうふうに思いますが、出生率の向上対策ということでどういうお考えを持っておりますか、町長にお聞きいたします。

〇田島健一町長

人口の減少、少子化の対策としてのまずもって出生率の向上の対策はどうなってい るかというような問いでございました。私も公約の中に出産祝い金というのを掲げと ったわけでございます。すぐさま関係部署にこのことについても議論を進めるように 指示をいたしたところでございます。しかしながら、出産祝い金に限らず子育て支援 にはいろんな方策があるということで、経済的支援について十分な制度設計が必要で はないかということになって、私もそれは固執するわけではございませんけども、先 ほど議員が言われましたように子育て支援をしながら、この住みよいまちづくり、定 住促進を図っていかにゃいかんというところで、もっと大きなところで視点で考えて いこうというところを思っているところでございます。そういった中で、ことし6月 に政府は閣議決定された、その経済財政運営等改革の基本方針、いわゆる骨太方針 2014の中で少子化対策については第3子以降の出産、育児、教育への重点的な支援な ど、これまでの少子化対策の延長上にない政策を検討するとして、たしか支援のもと も考えも今示されているところでございます。そういったことも踏まえ、私は昨年実 施いたしました子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の結果や、 また子ども・子育て会議委員の委員さんの意見等々を踏まえ、このたび設置をいたし ます庁内横断組織であります白石町人口・将来問題プロジェクト会議の中での検討を もとに、これら妊娠から出産、さらに進学とか就職まで、子ども・子育て全てにわた ったトータル的な支援策を検討していきたいというふうに考えているところでござい ます。

以上でございます。

○草場祥則議員

先ほど社会保障がかなり大変になるというふうなことを言いましたけど、現在は若者は2.6人で高齢者1人を支えているという状態で、50年後には1.3人で1人を支えにゃいかんというような時代が来るということで非常にそういう面で政府も危機感を持って対処していると、そういうように思います。今、町長がおっしゃいましたように

出生率の向上と子育て支援というのは非常に大切なことだと思います。あとは、町職員のやる気じゃないかなと、そういうふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いします。

それで、ここに新聞記事で山口県の西京銀行というのが子育て出生出産祝い金ということで、今までは子供1人当たり1万円やっとったわけですけど、第1子で生まれたたら5万円、それから第2子には10万円、第3子以降は100万円やると。それから、ソフトバンクが第1子5万円、第2子10万円、第3子以降は100万円というふうなことで、どこでもそういうふうな企業がそういうふうな手厚い保護をしてやっているというふうなところで、行政としてもこの2番目の多子世帯への支援ということになりますけど、こういうふうな3人以降2人、3人と持たれたところの世帯に対する支援というものをどのように考えておられるのか、お聞きいたしております。

〇堤 正久保健福祉課長

多子世帯への支援ということでございます。現在の多子世帯への支援ということでお答えをさせていただきたいと思います。

現在は、保育園の保育料が同一世帯から児童2人以上同時入所といいますか、同時通所をする場合、保育料の低い児童が全額、次に低い児童が2分の1となっております。3人目以降につきましては無料ということで多子世帯への支援を行っているところでございます。それと、白石町独自といたしまして同一世帯内に18歳未満の児童が3人以上同居をいたして、その扶養義務者と生計を一にする場合の第3子以降の1人入所については国の保育料から30%の軽減を行っているということになっております。

それとあと、児童手当でございますけども、これは国の制度でございますが、現在ゼロ歳児から中学校修了時までのお子さんが対象となっておるところですが、ゼロ歳から3歳未満につきましては1人当たり月額一律1万5,000円、3歳から中学校修了前まで1人当たり月額一律1万円の支給ですが、3歳から小学校修了までのうち第3子以降については月額1万5,000円と、5,000円プラスということで支給となっております。それと、学童保育の保育料につきましては、同時入所の場合、2人目以降について保育料の額を2分の1とさせていただいているところでございます。

以上、現在の多子世帯への支援ということでございます。以上でございます。

〇田島健一町長

課長のほうが多子世帯への支援、現在行っているものについて答弁を差し上げたと ころでございまして、議員からは今後も考えてみてはというような御質問でございま す。

これにつきましては、先ほど答弁を申し上げましたけども、国の閣議決定された骨太2014でも第3子以降の重点的な支援というのがうたわれております。このたしか支援の考えが示された後に私どももその国の方策、施策を補完する形で何かやれるかどうかは先ほども申しましたように白石町人口・将来問題プロジェクト会議の中で議論をさせて、その中で何かいいものを考えていきたい、検討していきたいというふうに

思っております。 以上です。

〇草場祥則議員

非常に細やかに支援がされていると、そういうふうに思っております。この前、私のところの北区という部落にちょっと呼ばれて行きまして、草場さん、うちんにきは表彰せんばいかんよと。北区という部落はかなり今までは人口が町長も御存じ、少ないところで、今回の潮塞さんの祭りのありました浮立大会でも、去年おととしぐらいまではもう太鼓をたたく者がおらんというような状況であったわけですけど、ことしはずらっと子供が並んで、教育長さんが私、これだけふえとうですよって言いましたけど、そういうふうなことでこういうふうな目に見えないも必要ですけど、何かアドバルーン的に例えばそこら辺の部落で多く言われたのがそこら辺の地区を表彰するとか、そういうふうに思っていますけど、ひとつぜひ検討してもらいたいと思います。

次に、3番目で就業支援ということでお聞きしたいと思います。

ちょうど私の孫も今度高校卒業するわけですけど、せっかく今まで生涯学習課とかいろいろ教育関係でせっかく中学校時代までずっと育ててもらって、高校になったら使い物になったら、言葉は悪いですけど使い物になったらよそに就職してしまうというようなことで非常に町としても何かそういうふうな力を利用できないかなと。そういうふうなことで、見よって最近若い人たちも意外とこういうふうな田舎に暮らしてみたいと。田舎で自分のふるさとで住んで、そっから勤めに出らるっところがあればもう一番それがよかばってんというようなことが非常にふえてきていると、そういうふうに思います。それで、私の提案ですけど、高校3年生の初めぐらいに県か白石町内卒業する人たちの就職指導といいますか、全体的に寄せてハローワークなり、それから高校の就職担当の先生なりを呼んで、そういうふうな企業の説明会、県内の企業説明会なり、それと常日ごろ町もそういうふうな企業を回ってというようなところでそういうふうな支援もして、都会やけんが給料の高かばってんそれだけ経費、維持も要るわけですね、維持費もですね。というふうなところで、ぜひともそういうふうな県内にもこがしこ就職先があるよというような情報提供といいますか、そういうものはすべきじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

〇片渕克也企画財政課長

高校生に対する就業の県内就職の啓発と申しますか、そういった御質問でございますが、まず新規学卒者が地元に就職できることが人口の一極集中、地域の過疎化の抑制ということには効果的であることはもう言うまでもないことでございます。今、白石町がやっている高校生に対する働きかけといいますか、そういった事業としましては農業面における新規就農者の対策、それから農業をやってみようセミナーなどにおける自営ですね、自営農業の促進、就業促進などを行っておるところでございます。被雇用者を対象とした事業というのは特段実施をしていないというのが実情でございます。まず、問題としましては、町内の県立高校への啓発を行うとしても、まず企業

側の受け入れ態勢など町内に限らず県内企業についても一定の限りがあるというのが 現実であるというふうに考えております。ただ、それでは町として何ができるのかと いうところも今後検討していかなければならないと思っております。方向性といいま すか、例えば一旦県外へ就職してもやはりふるさとがいいなという、ふるさと回帰し てくる人々に対しての支援、あるいは都会で就職はするけども、いっちょ都会で腕を 磨いて、そしてふるさとで何か起業をしてみようというふうな志のある方々、こうし た人たちに対する支援、こういったところを今後考えていく余地があるのかなという ふうに考えております。

ちなみに先ほど議員の質問の中でも触れられましたが、高校生の就職というか、志向というのはやはり県内への就職志向が高いというふうなのが実情であります。ちなみに佐賀農業高校の25年度の卒業生99名のうち県内就職者が60名、県外就職者が16名というふうになってございます。60名のうち町内に就職された方が10名で、うち3名は自営業、農業のほうに就業されております。杵島商業の109名、卒業生ございますけども、県内就職者が54名、県外就職者が14名というふうになってございます。進学者が40名ほどおられます。塩田工業は工業高校というふうなところもありまして、県内の就職者が51名、県外の就職者が59名と、こちらは県外のほうが多ございます。それぞれ高校の進路指導の先生に電話でございましたけども、どういった傾向ですかねというふうなお尋ねをしたところ、やはり子供たちは県内企業に就職したいという希望があるというふうなことでございます。ですから、そういった子供たちに県内がよかよというふうなお話をする前に、やはりこれはもう町の仕事を超えていると思いますけども佐賀県全体でいわゆる雇用できるような企業体制というのを県内でそういった大きな立場で検討していただきたいところだなというふうに思ったところでございます。

以上でございます。

〇江口武好教育長

今の高校生の就職といいましょうか、職業の云々ということですけど、ちょっと町の教育委員会は義務制ですので小・中学生とは直接的には関係ございませんけど、ただ小学校からキャリア教育ということで、これはもう仕事というよりも自分の生き方をどうするかということにこれを重点的にやっていかなくてはいけないと捉えております。そして、その集大成が義務制では中学2年生が100カ所以上の町内の事業所に御協力いただきましてキャリアップスタートといって体験活動を3日間にわたってやっているわけです。小学校はどうかといいますと、小学校でも例えば生涯学習課が主管しましたおおどぼう倶楽部というのがございます。これが1月にやったものですけど、親子でお仕事体験ということで実施をしております。これはかなり消防署からパトカーから、それから町内のいろいろクレーンとか、いろんな方に御支援、御協力いただいて、もうもったいないくらいにやったわけです。そういうのを含め、そして学校でも修学旅行で見学をする、あるいは体験活動をする、そういうことで地域の白石町の自分が住んでいる地域のこんなお仕事があるんだと、これおもしろかごたんなとか、いろいろそういうのを小学生のうちから根づかせていくという、そういったキャ

リア教育というのを町の教育委員会でもある程度意識的に意図的に進めていかなくてはいけないのではないかなと思っております。そういうのがずっと中学卒業して高等学校になって、そういうのが核になって将来的な将来設計ができてくるんじゃないかなという捉え方をしております。

以上です。

○草場祥則議員

今、企画財政課長が町の仕事を超えているというような話をされましたけど、ここ に1つ紹介しますけど、ある地域ではそういうふうな卒業予定者の町内の予定者を寄 せて企業見学ツアーとか合同説明会とか、それから地元の企業に就職した人たちを先 輩を呼んでその人たちと話をするとか、そういうふうにちょっと考えて、今まで高校 まで出たけん、後はもう自分たちの判断やけんがそれはもう就職していこうが俺たち はどがんもされんというようなことは今までの行政のやり方じゃなかったかなと思い ます。今後は、それをまあいっちょ進んで、日常的にここは企業と交流を持つとか、 そういうふうなやり方を考えたら結構県内にも企業があるんじゃないかなと、そうい うふうに思うわけでございます。ですから、せっかくそういうふうにして今教育長が 言われましたように小学校時代、キャリア的に3日間経験を積ませるとか、そういう ふうなものをやっても、いざ肝心の高校卒業するときによそに行ってしまったらもう 何もならんというふうなことですね。ですから、ちょっと要はもうやる気だと思いま す。ここへ書いてありますようにやっぱし県内の高校卒業予定者の人たちを呼んで、 各高校に行かんでよかもんにゃ1カ所に寄せてそういうふうな町の魅力とか、そうい うふうなものを言って、一人でも多く町内に残って地元から仕事をしていくというよ うな、今度湾岸道路もできますし、通勤もかなり便利になると思いますので、そうい う努力をしてもらいたいと、そのように思いますが、総務課長どうですか。

〇百武和義総務課長

先ほど企画財政課長が答弁したとおりでございますけども、もう町としてはできるだけ高校卒業する方にも町内に残っていただきたいということはもう心から念願をするところでございます。そのためには先ほど議員おっしゃったように勤める場所がなくてはなかなか残っていただけないということから、議員提案されたことも今後十分検討する必要があるというふうに思います。

以上です。

〇草場祥則議員

ひとつよろしくお願いしときます。といいますのは、総務課長に私言いましたのは、 これをちょっと聞き取りのとき職員さんと話して、もうまずできないようなことを先 に言いんしゃったもんで、ちょっと二、三日前ですね。そういうもんで、やっぱしそ うじゃなくてやる気を出して、もう少し知恵を出してやってもらいたいと、職員さん たちもですね。そういうふうに思うわけでございます。

今度、ちょっと教育長にお伺いしますけど、奨学金の問題といいますか、大学就職

で私も、私の兄弟も当時はもう勉強して何すっかいという親の意見で全部床屋さんに 床屋学校に行ったり、実業高校に行ったり、私も実業高校ですけど、そんなことで非 常に私自身新聞記者になりたかったなというふうな思いはあったばってん、もう後を 継がんばいかんしということでなって非常に夢を持って大学に行くという人の応援を したいと、そういうふうに思っていまして、今度の文教の副委員長ということで奨学 金の審査ですか、あれに入って本当非常にいいことをしていらっしゃるなというふう に思ったんですけど、今までの私はやっぱし欧米は給付型といいますか、これは返さ んといかんということですね。この今の奨学金の制度ではずっと年間いろいろと返し て払うというような制度になっとると思いますけど、世界の趨勢はやっぱしもう給付 型ということになっているというふうにお聞きしております。それで、教育長の考え として、例えば就職して白石町に帰ってきたら免除するとか、そういうふうな考え方 というのは町独自というのはできないものでしょうか、その奨学金の問題でですね。

〇江口武好教育長

この白石町の育英資金の貸付条例というのがございますけど、これはもう白石町で 決めているわけです。これは県内20市町全て調べたわけではございませんけど、それ ぞれ貸付型の育英資金でございます。そして、どれくらいの給付をする、あるいは償 還をどのくらいの期間でやると、その辺は微妙に違うかと思います。ところで、今い ろいろ経済格差とか、それからそういうことで教育格差に来まして、そしてそれが進 路、進学、そのあたりにも影響を与えているのではないかなということでいろいろ新 聞等でもマスコミ等でも盛んに目にするところでございます。でも、それでもちょっ と家で経済的にはきついけど、でも向学心があるんだと、そういう方に就学を進める といいましょうか、奨学金、いわゆる本町では育英資金と言っておりますけど、そう いうことで貸し付けまして、そしてある程度ゆったりした返還期間を持ちまして、そ して便宜を図ってやっているということで、かなりたくさんの人がこれは利用をして いただいているわけです。先ほど世界的には確かに給付型といって、これはもう返さ なくていいわけです。日本は恐らく私立とか何かのいろんなのを除けば行政的でやっ ているのは、恐らく貸付型じゃないかなと思っております。これは給付型になります と、非常に逆に条件といいましょうか、今は所得、そこのうちの所得とか、それから 成績がどうかということで結構厳格に判定をしているわけですけど、結構逆に縛りが 大きくなるのかなという気もいたしております。例えばさっきおっしゃったように卒 業してしばらくすれば必ず白石町に戻ってきなさいよ、白石町で何とかしなさいよと か、結構縛りが出てくる。そしたら、そういうことを考えますと、ちょっとどうなの かなという気もしているわけです。というのは、例えば今白石町ではとにかく自立と 社会性を全部の子供たちにつけていくんだと。そして、公教育のあれでいきますと県 内どこに行っても白石町の子供が、あるいは全国どこに行ってもある程度通用する、 飯の食える人間ば育てていこうということでやっているわけです。これをきれいな言 葉で言うと生きる力とか生き抜く力ということで、そして町の方針は心身ともに健全 な町民の育成としております。でも、これをもういっちょ裏側から見ますと、これは ちょっと語弊があるかもわかりませんけど、何でこういうことをやっているかといい ますと、納税者、納税意識をしっかり高めるというのも裏側にあるのではないかなというふうに思うわけです。ですから、ただでもいいです、無料の給付型でもいいでしょうけど、貸付型にすることで逆に返還をしたお金が次の自分たちの後輩にそれが回ってくるんだという、こういった愛郷心といいましょうか、地元意識といいましょうか、そういうことにつながっていくのではないかなと思っているわけです。ですから、私自身は今の段階では出世払いというふうに返還の償還の猶予はちょっと延ばしたり何かということはあるかもわかりませんけど、自分が町の税金を使うわけですから町の税金でしっかり勉学に努めるんだと。そして、一定期間、1年過ぎたら10年間かかって償還、返金を返していくと、そういうのが逆にもらわれて進学される方にはいいのではないかなというふうに考えております。

ちょっと長くなりましたけど、以上でございます。

〇草場祥則議員

どうもありがとうございました。

ここに教育長も見せましたけど、記事で現在子供の6人に1人が貧困に苦しんでいるというふうなことで、それを今までは自己責任じゃないかという突き放す世の風潮が現在は社会全体の問題というふうなことで認識が変わってきたというふうなことを書いてあります。それで、株価対策としか映らない成長戦略に走ったり、地方創生のかけ声で公共事業を乱発したり、そんな場合なのだろうかと。将来のこの国を担う人材にあなたたたちを見捨てはしないと。惜しまず投資することをいま一度真面目に考えてもらいたいというふうな新聞記事がありましたけど、教育長ひとつよろしくそういうふうなところで親の銭のなかけん行かれんというようなことが一人でも少なくなるようにやってもらいたいと、そういうふうに思います。ひとつよろしくお願いしときます。

次に、大きい2番目に入りたいと思います。

住みたいまちづくりということで、地域の自然、文化、安全などをもっとアピール して白石町はいいのがあるのでアピールしていいのではないかということで質問して おります。

都会のように便利でなくても人のつながりを大切に、また無駄なものを求めず、シンプルで満ち足りた暮らしを営むことが真の幸せじゃないかなと、そういうふうな今までの成長を目指す社会が役に立たないもの、それからおくれたものとみなしてきたものは結構少なくないと。そんな中で豊かさを見つけて元気を取り戻す、そんな過疎地が少しずつふえているというような記事が載っておりまして、白石町も佐賀県も何もなかというようなことになっておりますけど、かえってそれが魅力的になっているんじゃないかなと、そういうふうに思います。当町は、自然、また文化、また地域コミュニティと、いいところがいっぱいあると思います。そこで、そういうものをもっとアピールするべきじゃないかなと、そういうふうに思いますけど、いかがでしょうか。

〇片渕克也企画財政課長

本町の持つアピール、先ほど議員おっしゃったとおり豊かな自然、それと災害等少ない安全・安心である。それと、適度な田舎であって、子育て環境や地域のぬくもり、触れ合い、癒やしなど、よいところが幾つもあるというふうに考えております。今でも豊かな自然に囲まれて安心して子育てができる町というふうなことで考えております。そういったところを今後積極的にアピールしていければというふうなことで考えているところでございます。これはちょっと余談でございますけども、そういったことを踏まえて今回の補正予算にもちょっと上げておりますけれども、合併10周年記念のプレイベントとして10月18日に白石町の未来を考えるシンポジウムというふうなことを開催する予定でございます。主なこのシンポジウムのテーマとしましては、先ほど議員がおっしゃったように今後白石町をどういうふうにアピールをしていくのかというふうな御提言等をいただきたいなということで、町民と一緒になって考える機会というのをつくりたいというふうに考えております。そういった今後の定住対策等も含めまして、よりよいまちづくりを考えていくというふうなこと、こういった機会にして今後も進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇草場祥則議員

ひとつよろしくお願いしときます。

それで、2番目の若者Uターン者の定住策ということで、私今度の分譲地住宅と町営住宅ですか、そこを見よって町内住宅、それから分譲住宅ですね。そこの居住者をちょっと見よったら親はこっちにおられて、子供さんたちだけそこの住宅を借っておられるとか、新しく家を建てられるとか、そういうふうな親世帯と別居の形で子供さん世帯のみが転居していられる方が多いように見受けられますが、建設課長資料をもらっておりますけど、これでちょっと説明をお願いします。

〇岩永康博建設課長

町営住宅、分譲地の入居者の構成という質問ですけど、平成19年3月に策定をしました白石町住宅マスタープランでは定住促進に寄与する町営住宅の再生プロジェクトとしまして、老朽化した町営住宅の建てかえ計画と、魅力あふれるうるおいの住宅地整備プロジェクトとしてファミリー世帯、UIターン世帯のニーズに対応する住宅地整備を行い、町外からの流入人口の増加を図るというふうになっております。そこで、福富支所跡地に町営下区中央住宅24戸、それと白石支所跡地に「みのりのまち白石」の分譲宅地24区画を整備をいたしております。この入居者の構成について要求資料でお答えをします。

下のほうが下区住宅の構成になっておりまして、町内転居者は解体をしました栄町、 寿町団地からの転入8戸がありまして、19戸が約79.2%、町外からの転入が5戸で 20.8%となっております。

世帯の構成では、子育て世帯が16戸、66.7%、町内住宅からの転居者は8戸、全てが高齢者世帯で33.3%となっております。

「みのりのまち白石」については、上のほうの欄になります。現在、予約1区画を

含み19区画の売約となっております。町内転居者については16戸で84.2%、町外からの転入は3戸で15.8%、世帯の構成では子育て世帯が15戸で78.9%、勤労者世帯が3戸で15.8%、高齢化世帯が1戸で5.3%というふうになっております。

以上の点から、町営住宅と分譲宅地住宅ともに町内からの転居者と子育て世帯の転居が多くなっておりまして、若者の町外流出を防ぎまして、子育てに支援した住宅行政が推進されたものと思っております。

以上です。

〇草場祥則議員

私も見よって非常にそういうふうな世帯が多いなというふうなことで、これも一つ の定住策としてありじゃないかなと、そういうふうに思います。それで、この現象を 町内でどんどんふやして、そういうふうな定住者をふやしていくということで1つ、 今の住宅町営住宅というのはかなり制約があるわけですね。収入とかですね。それで、 この前私たちが文教で行ったところは町でつくってフリーでどういうふうな状況の方 も入れるというふうなことで定住策をしておられましたけど、そういった面では建設 課長もそがんすっぎん予算のみゃんいいばいというふうなことでお話を聞いておりま す。ただ、私がきのう吉岡議員がみやき町のことを話されておりましたけど、みやき 町がそういうふうなことでPFI方式といいますか、そういうふうなことで民間と町 がタイアップしてそういうふうな町の民間が開発したのを町が借り上げて、それをま た貸すというふうなことで、そういうふうな方式でどんどんかなり成果を上げている というふうなことを聞いております。ひとつそういうふうなことも考えながら、そし たら民間の圧迫という面もないし、非常にこれは有効じゃないかなと思います。そう いうふうなところでひとつぜひともそういうふうな民間の不動産屋さん、そういう民 間のアパートを経営している方、そういうふうなところと提携して、そしてそういう ふうな方を入れられたら税金をちかっと安くするとか、そういうふうな促進策も設け て何か知恵を出して一人でも一世帯でも多く町内に残れるようにやってもらいたいと 思いますけど、いかがでしょうか。

〇岩永康博建設課長

民間資金によるPFIの活用で町営住宅の建設ができないかという御質問ですけど、PFIというのが公共施設等の建設、維持管理、それに運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共事業を行うという方式であります。PFIを実施するために幾つかの条件が定められておりまして、その基本的な要素は8要件を原則の3主義というのがあります。まず、5原則については、1点目に公共性、2点目に民間経営資源の活用、3点目に効率性、4点目に公平性、5点目に透明性、3主義として1点目に客観主義、2点目に契約主義、3点目に独立主義というふうになっております。PFIのメリットとデメリットというのを申し上げますけど、メリットについては1点目に民間の経営ノウハウとか技術的な能力を活用できると。2点目に、コスト管理が効果的で全体事業費の削減と効率的な業務遂行が期待もできます。3点目に、公共の財政支出の平準化、これ民間を使いますので、公共団体については非常に財政

の軽減化になると。デメリットとして、長期契約のために町政の変化等に柔軟な対応ができない。2点目に、コスト主義が過ぎると質の高い公共サービスができない。3点目に、町の役割が見えづらいという点があります。なお、みやき町では平成24年にみやき町住生活基本計画が策定をされまして、定住促進住宅整備事業によりまして事業の契約期間が30年、BTO方式で2LDKのタイプが15戸、3LDKタイプが9戸完成をしまして、平成26年4月から入居が開始されたと聞いております。本町において、現在民間のアパートが54カ所、456戸ありまして、PFIによる町営住宅の整備した場合、民間と競合をしまして、また圧迫するということが予想されますので、PFI等については慎重に検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○草場祥則議員

そういうことで、何でもマイナス面あると思います。ただ、今言われたように民業 圧迫にならないように、そしたらアパートを経営している方たちと話し合って、そこ ら辺町の補助策といいますか、そういうのを出して受け入れてもらうというような方 法を考えていただきたいと、そのように思います。

それでは次に、2番目の魅力ある農業の集約化、企業化ということで、当町は農業の町であり産業としての農業は大いに可能性を秘めていると、そういうふうに私は思います。また、若者を定住させるためにも魅力ある農業にしなければいけないと、そういうふうに思います。米商社の神明の社長は、農業の企業化は必要だと、グローバルに戦える農業にするには、まず規模を大きくして企業化し、効率を高める必要があると。小さな農家が農機具を全て持つ今までのやり方は無理があると。そこで、我々商社が連携して会社経営やマーケティングで協力をするというふうな方法をすべきじゃないかというふうなことを語られております。私もそういうふうな今から農業も商社、それから企業との提携というものを必要でないかと思いますけど、いかがでしょうか。

〇赤坂隆義産業課長

魅力ある農業の集約化、企業化ということの質問でございます。

今、議員言われましたとおり、当町の販売農家戸数につきましては農林漁業センサスによりますと調査基準の違いはありますが、一概には比べることができませんが、調査年ごとに減少の傾向が見られるのも事実でございます。また、高齢化も同時に進行しておりまして、担い手の減少が心配される状況が続いております。しかし、今までさまざまな農業情勢の変化に対応しまして、農業経営の規模拡大、また機械化による省力化を進めながら、水稲、大豆初め、レンコン、タマネギといった園芸作物の安定的な生産により県内有数の農業地帯として発展をしているところでございます。これから、町の基幹産業である農業を魅力ある産業にし、若者がやってみたい、農業を推進するためには農作業だけでなく企業のような経営管理、財務管理、さらには情報活用能力といった企業の経営ノウハウが必要になってくると思われます。今、町では農業所得の向上、また地域の活性化につなげていくということで6次産業化の推進を

行っているところです。その中には、生産、加工、販売までを一貫し、雇用初め企業的な経営感覚を持たれて経営をなさっている方も一部にはおられます。今さっき商社との連携するのもいいのではないかという議員質問でございますけど、なかなか経営までは踏み込めない部分はありますが、今後も意欲ある方への支援、また情報提供等については積極的に行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○草場祥則議員

意外と先々日ですか、福富地域の若い農業者の方が丸紅からちょっと来ているけん話を聞きに来てというふうなことで言われまして、意外とそういうふうな勉強をされている方たちもおるということで、町としてもそういうふうな門戸を開いてやってもらいたいと、勉強会をですね。ひとつよろしくお願いしときます。

それでは、3番目の地域コミュニティの育成として若者の自主的な祭り、また地域 スポーツ活動の推進をということでしております。

昨年の議員研修会で来ていただいた坂本先生の説によれば、集落の大小にかかわら ず、その集落に青少年が5名いるとその集落は維持ができると、こう言われておりま した。現在、白石町はそういうふうな条件は満たしているものと、そういうふうに思 います。しかし、10年後、20年後にはこの条件を満たさない集落が出てくるのではな いかと非常に不安に思うわけでございます。ただ、この集落のあり方は行政が主体と なってやりますと集落の今度は自治性、自分たちでやるぞというのが失われるという 危険があると、そういうふうに思います。行政がまちづくりの一環としてこういうふ うな地域コミュニティの自主的な祭りとか、それから地域スポーツを奨励して応援す るというような体制もとるべきじゃないかな、ぜひ必要じゃないかなと。私も祭りは、 今大きいのが3つありますけど、あれを1つにしたらというような思いしておりまし たけど、やっぱりああいうふうな祭りというのは非常に地域の融和といいますか、連 携といいますか、非常に必要じゃないかなと、そういうふうに思います。私たちの部 落も下区といいますけど、もう若い人たちが自主的に今度20年なるですよと言いなさ ったけど、下区祭り、大黒さん祭りというのを自分たちで組織して非常に活発にやっ て、がんわっかとのおるとやというふうに来ております。それと、今度うれしい便り で、去年福富地域で三夜待対抗のソフトボール大会というのを行いましたけど、草場 さん、ことしもまたすっけんが協力してくださいというふうなことで、そういうふう なことでコミュニティをつくって、それも一つの若者を引きつける方策じゃないかな、 そういうふうに思いますけど、いかがでしょうか。

〇小川豊年生涯学習課長

各地区に伝わる、昔から伝わっている伝統的な祭りを活用して若者たちが住みたい と思うようなまちづくりはできないかというような御質問でございます。

各地区で行われております何々祭りというものがいつどのように開催されているのか、その実態を把握はいたしておりません。こういった地域のお祭りは神社仏閣に起因するものが多く、各地の風俗風習として行われているようでございます。若い人材

を活用して地域おこしやまちづくりにつなげていくことは大変重要だと認識しております。しかしながら、その実態は把握できていないのが現状であります。かつては、若い人材の受け皿として各地域に青年団が存在しておりましたが、年々衰退し、現在は青年団の流れをくむ若者の組織としては有明地域の有明干拓青年団、それと白石地域のグループSのみとなっているような状況でございます。しかしながら、議員おっしゃいますように組織に加入されていなくても、若い人たちがそれぞれの思いで地域のイベントに参加して、地域を守り立ててくれることは本当にすばらしいことだと思います。白石町としては、先ほど申しました地区の祭りに対して直接支援することはできませんけれども、これらの祭りにつきものの浮立の道具の購入とか、修理、そういったものに対しては助成制度がございますので、そういった側面から支援をしていきたいというふうに思います。

次に、地域スポーツの推進ということでございますけれども、生涯学習課では誰もが楽しみ、気軽にスポーツやレクリエーションに参加できるように各施設の整備充実など環境づくりに努めております。スポーツやレクリエーションは生活習慣病を予防し、ストレスを解消し、さらには地域のコミュニケーションづくりやまちづくり、交流の場としての役割も期待できるものであります。具体的施策といたしましては、全庁的なスポーツ大会として女子のソフトバレーボール大会、そして男子のソフトボール大会を実施しています。これらの大会を実施することによりまして、健康づくりはもとより地域間の垣根を超えた交流、親睦、融和を図ることができます。また、従来から3地域で開催されていた独自のスポーツ大会も、白石、福富、有明の各公民館が主体となって合併後も引き続き実施しているところであります。

このような公民館主催の行事のほか、もっと小規模な地区単位のスポーツやレクリエーション活動も行われておりまして、町としては生涯スポーツの振興、推進を図るため、グラウンドや体育館の使用料の減免などで負担軽減を図っているところでございます。また、各種のスポーツの道具も準備しておりまして、無料で貸し付けをしているところでございます。

以上です。

〇草場祥則議員

ひとつ協力のほどをよろしくお願いしときます。

次に、大きい3番目で、農山村に住みたいという若者がふえているがということで、最近非常に田舎に住みたいというような都会の人たちが多いということで聞きましたところ調査されて、農山村への定住願望というのが30%ぐらいになっているというふうなことで、ひとつそういうふうなことでそれをうまく取り入れてやってもらいたいと、そういうように思います。それで、空き家の活用等ということを質問に書いておりますけど、これはきのういろいろ質問されておりますので、割愛させていただきます。

それで、私これちょっとおかしいと思いますけど、2番目の若者の交流の場としての役場内の敷地内か庁舎内にカフェを開いてはというふうなことで、何か若者が集うところ、それとまた中央運動公園ですか、ここら辺一帯よそから来られてても何も食

べるところもないし、寄るところもないというふうなことで、何かそういうふうなものを屋敷を提供してもらってそういうふうな個人の商店に貸し出すというふうなことで何か知恵を出してやっぱりそういうもの必要じゃないかなとそういうふうに思いますけど、いかがでしょうか。

〇片渕克也企画財政課長

若者同士の交流の中から町の活性化やまちづくりへの参画を促していくというふうなことは非常に重要なことだというふうに思っております。全国的には市町村の職員と地域の若者の交流の場をつくって、そういったことを推進しているというようなことも事例的にはございます。ただ、どうしてもこういった行政が主導になりますとやらされ感といいますか、そういったのが非常に強くなって継続していくのが非常に問題であるというふうなこともあるというふうに考えております。白石町、白石地域、白石地方といいますか、佐賀県のここら辺一帯に非常によい伝統といいますか、三夜待寄り合い、こういったいわゆる若者に限らず同年代の人たちが一緒に集って家回しなりで月1回ずつ交流をしていくというふうな、そういった非常にこれはいい風習だと思いますけども、こういった風習もございます。そういったところを今後もなかなか若い人たちはそういった仲間にももう入っとらんよとか、俺たちの年代にはそういうのはないよというふうな声も聞きますが、そういった風習を地域で、いやおまえたちもつくらんばいかんさいというふうなところで続けていければなというふうに私は感じているところでございます。

役場の敷地内に何らかのこういった施設をというふうなことでございますけれども、 どうしても休日とか夜間というふうな機会が多くなろうと思います。管理上、なかな か適さないのではないかなというふうなことを思っているところでございます。

以上でございます。

〇草場祥則議員

私は知恵を出したらできるんじゃないかな、そういうふうに思っております。ひとつよろしくお願いします。

最後に、こういうふうな人口減少時代を迎えて、最初申しましたように非常に地域も選別されるというふうな時代で町職員の方の物まねじゃなくて独創的な、そしてまた本当のやる気を出して町職員の方がやって仕事をしてもらいますことを期待いたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〇白武 悟議長

これで草場祥則議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。

10時31分 休憩 10時45分 再開

〇白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。溝口誠議員。

〇溝口 誠議員

公明党の溝口誠でございます。通告に従い、質問をいたします。 まず最初に、ピロリ菌と胃がんの関連性について伺いたいと思います。 この関連性について御説明をお願いいたします。

〇堤 正久保健福祉課長

ピロリ菌と胃がんの関連性を説明をしてくださいということでございます。

正式名称についてはヘリコバクター感染症ということで通称ピロリ菌というような名前になっております。このピロリ菌の感染経路については、はっきりしないところも多いのですが、食べ物や飲み物を通じて幼児期に感染すると一般的に言われております。感染につきましては、衛生環境と深く関係をいたしており、今現在では上下水道など生活環境がよくなってきたので感染することも少なくなってきていると言われております。しかしながら、食べ物などを通して口から口を介した感染経路で親子間や兄弟間の感染が認められているところでございます。調査機関により幾らか違いはあるということでございますが、日本人の約60%、6割が感染をし、中高年に多く、若い人には少ないと言われております。ちなみに50歳以上では7割から8割、29歳以下では30%、3割以下ということが言われているようでございます。

ピロリ菌の感染者が全て胃がんを発症するわけではありませんが、胃の炎症がよくなったり悪くなったりを繰り返していくうちに胃の粘膜が萎縮し、それが胃全体に広がり、発がんの要因が加わると胃がん発生の危険が高まると言われております。1994年に世界保健機関がピロリ菌は明確な発がん作用がある細菌と認定をいたしたところです。また、ピロリ菌と胃がんの関係を8年間にわたって追跡調査した結果では、ピロリ菌感染者の2.9%に胃がんが発見されたとの結果でございました。

以上でございます。

〇溝口 誠議員

胃がんは日本では年間5万人ですね、死亡をされております。その中で50歳以上は90%近くが胃がんで亡くなっている。将来的には6万人になるんではないかと。全国的に胃がん検診とか、そういうのがあってますけれども、それでも減っていない、ふえていく傾向にあるということであります。これは原因としてはピロリ菌感染によることがわかりました。正式名称はヘリコバクターピロリといいます。このピロリ菌は、乳児3歳までに流動食、またはお乳を飲む、そのとき胃酸が出ませんので少ないですから、その胃酸にこのピロリ菌は弱いと。胃酸に20分遭うと死ぬという、そういうことで、この胃酸の出ない3歳までの間にこのピロリ菌がすみつくという、感染するという、これは井戸水、また飲食等によって感染を起こしている。この感染した後に胃炎を起こして20年、30年後に経過して胃がんを発病するということでございます。この1回、胃の中に入ったらもうそのままずっとすみ続けるという胃の細胞の中に入ってしまうと胃酸が届かないんでずっと生き続けて、この胃炎を起こして20年、30年後

に経過して胃がんを発病する。特に若い人は今少なくて、10代では5%ぐらい、年齢が高くなれば感染率は非常に高くなります。特に65歳以上、小さいころに井戸水を飲んだ方はほぼ80%以上が感染をしている。この議場の中にいる方は半数以上はもう感染をしているということを言っても間違いないと思います。この慢性胃炎から萎縮性胃炎、特に60代からは70%から80%、この慢性胃炎から萎縮胃炎となって、その後分化型胃がんとなってがんが発症するということになります。このちょうど団塊の世代、私たちの上かちょうどその年代に入っています。いつがんが発病してもおかしくない、もうスイッチがいつ入るかわからないって、そういうこのピロリ菌でございます。特にこの胃がんの原因は95%ピロリ菌によるということがわかりました。

そういうことで、2点目のピロリ菌除菌の保険適用、前は胃と十二指腸潰瘍のみにピロリ菌の除菌保険が適用ありましたけれども、この先ほど言いましたように胃がんの原因はピロリ菌であるということがわかったもので、2013年2月21日から、このピロリ菌除菌の保険適用がなりました。そういうことで、このピロリ菌と胃がんについて町民への周知、また保険適用について広報等を行ってきたかどうか伺いたいと思います。

〇堤 正久保健福祉課長

ピロリ菌の保険適用についての周知を行ったかということでございます。 町報等を介しての広報等とかは現在まで行った経緯はないものと思っております。 以上でございます。

〇溝口 誠議員

もう2013年、もう1年以上たっておりますけども、保険適用になりまして、そのように胃がんと密接な関係があるということでありますので保険適用がなったわけでございます。そういうのをやっぱし町民の方に周知徹底をするということが大事ではないかなと思います。今後ともそういうことで周知徹底をお願いをしたいと思います。

また、このピロリ菌と胃がんの関係性について、この町民の方にこの講習等を行って、この検査をするように推進をするとか、そういう広報をぜひお願いをしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

〇堤 正久保健福祉課長

講習会というのはちょっとなかなか難しい面もございましょうが、保険適用についての各種事業、医療について住民課とも協議をしながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

〇溝口 誠議員

それでは、ピロリ菌検査の助成について伺います。

先ほど申しましたように団塊の世代の方はもうほぼほとんどの方が感染をしている ということでございます。しかし、団塊の世代の方もこの除菌をすれば萎縮性胃炎よ り胃がんには進行しないという結果も出ております。そういうことで、団塊の世代はもうほとんどが菌を持っておられますからもう検査はしなければいけませんけども、それはもう個人がしていただければいいと思います。だけども、もう一つは、先ほど言いましたように若い人、20代から40代、確かに感染者は少のうございます。65歳以上から比べれば極端に少ないです。だけども、感染者はいます。特にこの方々は慢性胃炎から、ちょっと資料がございます、皆さん方。

ピロリ菌の感染、右側のほうですね。このピロリ菌に感染し、そして数週間から数カ月で100%感染し、そして慢性胃炎になる。この慢性胃炎というのは症状が出なくても、このもうピロリ菌が胃の中に入って毒素を出してくるんですね、じわじわじわじわ毒素を出しながら。そして、その胃の表面上をがん化させてくる。時間をかけてずっと何十年かけてさせてくる。その状態が慢性胃炎です。ですから、症状は出ないんですね。だけど、もう感染している。もう胃炎の状態になっている。

それから、下の萎縮性胃炎になって、それから分化型胃がんというがんになる。もう一つの横にありますけど、十二指腸潰瘍とかずっとありまして、最後の未分化型胃がんと、こうなります。そういうことで、慢性胃炎、それから萎縮性胃炎、分化型胃がん、これは除菌すれば、この縦の部分ですね。これは除菌すればほぼ100%がんは防げるということです。

ところが、この横にあります何も症状、慢性胃炎で感染をしとって、これから横に行って、そして一番下の未分化型胃がんというのがあります。これが何の症状もないです。このピロリ菌にかかっとっても。特に若い人、これが悪性のがんでスキルス性がんなんです。もう急性の悪性なんです。これがもう突如訪れて、もう短日に亡くなると、胃がんでですね。これが一番もう危ない。これがもう団塊世代のジュニア、ジュニアですね。私たちの子供たちのジュニア、70年代に生まれた子供たちにも約8%から10%が胃がんになる。年間5万人ですから約4,000人近く亡くなると、亡くなっているという、これがここにあります未分化型胃がん、これスキルス性ですね。こういうところに突如なるという、こういうのが若い人が多いわけですね。

そういうことで、この特に若い人たちに除菌をしなければいけないということでございます。そういうことで、抗生剤で除菌ができるということです。除菌には第1次除菌がありまして、約80%除菌ができるそうです。だけど、あと20%残ると。残った分は2次除菌をやると。その中の2割の中の80%から90%は2次除菌でできる。これで大体95%ぐらい除菌ができる。それでも、あと5%残るわけですね。5%残った人はもう一回3次除菌をやる。そしたら、その3次除菌5%の中の約70%が除菌できるそうです。ですから、3次までやれば約99%除菌ができるということでございます。

そういうことで、検査には7種類の検査がございまして、1つが内視鏡で3種類できます。あとは、4番目が、血中、血液の中の抗体を調べてできる検査。それから5つ目が、尿の中で調べる検査、6番目が便の中で調べる検査、7番目が尿素、呼吸、呼吸でできる検査がございます。そういうことで、この先ほど言いましたように特にこのピロリ菌の検査をし、菌が発見してすれば除菌すれば99%まで3次まで除菌すればできるということでございます。そういうことで、検査の助成等ができないでしょうか。

〇堤 正久保健福祉課長

検査の助成ができないかということでございます。

このピロリ菌の感染と胃がんの関連はあると先ほど言われているということでお答えをいたしました。内視鏡検査において胃炎と診断が出た人、議員おっしゃるように胃潰瘍、十二指腸潰瘍、早期胃がんの治療法などの診断が出た人についてはこの検査除菌が保険適用になっているところでございます。除菌の費用につきましては3割負担として個人負担が大体5,000円から6,000円程度の金額になると言われております。このピロリ菌と胃がんの関係はあることはわかっておりますけれども、発がんに至るまでは数十年の感染期間があるということになっております。胃がんが発生するには、このピロリ菌だけでなくほかの因子も関係あると言われているところから、現在のところ町自体のこの検査、個人負担の分についての検査の助成というのは考えていないところでございます。

胃がんの早期発見のための胃がん検診の受診勧奨とか、胃がんの予防のための食事では、塩辛い食品を控えるなどのことや、野菜や果物を十分に食べること、禁煙など 日常生活でできることについて今後も普及啓発を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

〇溝口 誠議員

これは国のほうでもうはっきり因果関係がわかった上でこの除菌に対して保険適用 ということで法律として制定されたわけでございます。これはもう間違いなく胃がん とピロリ菌の非常に関連をしているということでございますので、特に助成等をお願 いをしたいと思います。この検査をしなければわかりませんので、まず国がこの除菌 の保険適用をしましたけども、そこに至るまでは検査をしなければそこに行けません。 ですから、まずその検査をすることが大事であります。特に今言った若い人たちにし てもらう。検査をした時点で菌があれば除菌をするということがそこにステップが進 みます。その前の段階でしなければもうそのまま保菌したまま行きます。そういうこ とで、先ほど言いましたように特に若い人たちがスキルス性がんに悪性がんになると いう可能性は非常に強いって、急に病気が悪化するという、そういうこともあります。 全国で4,000人近く若い人が亡くなっているということも事実でございますので、特 にこの検査に対して助成に対して実は嬉野市が助成をやってあります。佐賀県でも先 駆的なところでございますけれども、平成24年度からもう始まっております。平成 24年度には対象年齢としては30歳ということで、周知方法としては個人通知をして、 そして検査方法は、尿素、呼吸検査、呼吸で薬を飲んで呼吸器で、呼吸のあれで検査 をすると。受診者は31名の中で6名いらっしゃった、31名の中で受診された中で6名 いらっしゃった。その中でどういう助成をされたかといえば、1人1回に限り 5,000円検査の助成をした。先ほど言われた大体7,000円近く自己負担すればかかるそ うです。そのうち大体5,000円を助成をした。予算としては50万円を組んでありまし て、15万5,000円決算として使ったということでございます。平成25年も年齢として

は30歳から49歳、これが少し幅が広がりました。そして、これをもうこの個別健診で 先ほど言った呼吸で検査をする。受診者が48名、その中で菌を持った方が16名いらっ しゃった。これも1回当たり5,000円の助成をし、予算としては25万円、決算として は24万円要ったということでございます。そのことを踏まえて本年平成26年には30歳 から49歳、年齢、これも個別健診でありますけども、これも同じ呼吸法で検査をし、 1人当たり5,000円、これも50万円予算を組んであると、ことしですね。まだ決算は 済んでませんけども。

それからもう一つ、これに加えて健康づくり健診の中で新たに18歳から39歳まで、 先ほど言いました若い人に対象を広げて、これは集団検診の中ですると。これはどう いう検査かといえば、抗体検査、血液をとってそれで調べるという、この集団検診の 中に組み入れたと。この個人負担というか、1,000円個人からいただいて、あとはも う行政が見るということでやります。予算としては19万4,400円、予算が組んである そうです。金額的にそんな嬉野市、我が町よりも人口が多いですけども、それでもま だそんな大きな金額ではございません。そういうことで実施をされています。そうい うことで、特に若い方、今から将来白石町を担っていただく若い方に、やっぱし胃が んになれば大変です。本当に仕事もできないし、いろんなもう障がいが出てきます。 そういうことで、まず白石町としましても、助成をどうか取り組んでいただければと 思います。町長、いかがでしょうか。

〇田島健一町長

ピロリ菌の検査の助成ということでございます。

まだまだ今のところ考えていないところでございますけれども、よその町の話も嬉野市の話もいただきましたけれども、町内での亡くなられる方の中に胃がんで亡くなられる方がどの程度いらっしゃるのか、そういった中で予防というのは必要でございますので、全体を見ながら検討をしていきたいというふうに思います。

〇溝口 誠議員

先ほども言いましたように胃がんを防ぐ第一歩でございます。もう本当に御検討の ほどをよろしくお願いをしたいと思います。

次に、2点目でございますけども、公共施設のマネジメントについて伺いたいと思います。

町としての今後の取り組みについて伺いたいと思います。

〇片渕克也企画財政課長

公共施設のマネジメントについてということでございます。

全国的な見地から申し上げますと、公共施設等の老朽化が大きな今課題になっております。どこの自治体も財政状況が非常に悪いというふうな状況において、過去に建設した公共施設等が一斉に更新が必要になってきて、加えて人口減少により公共施設等の利用、需要が変化していくということが予想されております。このようなことから、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、

長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減、あるいは平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが重要となります。

以上のようなことから、ことしの4月22日でございます、総務大臣から地方自治体に公共施設等総合管理計画を策定するよう要請があったところでございます。白石町においては、この通知を受けまして公共施設等の総合管理計画等のこの計画の策定に当たっては平成28年度までの3カ年間に限り、その策定計画の策定費用に対しての交付税、特別交付税の措置がなされ、またこの計画に基づいて施設の除却、解体等を行う場合には地方債の充当が認められるというふうなことでございます。当町においても、将来的にまさに全国と同じような状況にあるということで、平成27年度中にこの計画を策定するということで取り組みたいというふうなことで考えております。まだ4月にこの総務大臣からの通知があったことでありまして、その具体的な内容と、その手法、あるいは計画に盛り込むべき内容等、まだ定かでありませんので、今、今年度中はいろんな県とか総務省が企画開催している会議、あるいは研修会等に積極的な参加をいたしておりまして、準備段階というか、今研修を積んでいる状況でございます。いずれにしても27年度に総合管理計画というものを定めたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇溝口 誠議員

インフラを含む公共施設全体に通じた、この公共施設マネジメントでございます。 建物等の新規整備の抑制ですね。そしてまた、施設の統廃合、また施設の多機能化、 そして複合化、長寿命化などを推進をするということであります。そういう中で、特 に土地、建物と、そしてインフラ、これが両方ともこの両立しながらやっていくとい うことが大事になってきます。特に箱物においては1つが新規整備は原則としては行 わない、2点目が施設の更新、建てかえは複合施設とすると。3点目は、施設総量、 床面積等を縮減する、これが箱物3原則、建物ですね。だから、インフラ3原則は、 1つが現状の投資額を維持する、2点目がライフサイクルコストを縮減する、3点目、 効率的に新たなニーズに対応するということでございます。そういう観点から、どう か町としましても公共施設マネジメントを推進をお願いしたいと思います。特にこれ は全部1部署じゃなくて教育面、それから文化面、スポーツ面、それから防災の面、 そして福祉の面、特に地域包括ケアの対応等も全部絡んできますので、そこら辺をし っかり加味しながら今後取り組んでいただきたいと思います。

そして、2点目であります。総合計画策定との関連については、この後に内野議員 が質問をされますので、私はここで割愛をさせていただきます。

3つ目のその中で特に公共施設の中で小・中学校のプールの今後の維持管理について伺いたいと思います。

特に、先ほど言いましたように公共施設の中で、この総合管理計画を今から策定しますけれども、第1点目が老朽化の現状や利用状況を初めとした公共施設の状況ですね。これを1つ。

それからもう一つは、総人口の年代別人口についての今後の見通し、特に小・中学

生の生徒数ですね。

それから3つ目、公共施設等の維持管理、修繕更新に係る中・長期的な経費の見込みや、これらの経費に充当可能な財源の見込み等とあります。この3つに実は小・中学校のプールが全部当てはまります。皆様方のお手元に資料がございます。

実は私もこの夏休みに白石中学校のプールを見に行きました。もう本当に観客席な んかはもう何十年と使ってないと、入れないということでございました。資料がここ にありますように、まずこの老朽化ということです。須古小学校ができまして28年、 六角小学校が29年、白石小学校が27年、北明小学校が30年、福富小学校は37年、有明 東小学校が28年、有明西小学校が25年、有明南小学校が17年、白石中学校37年、何と 福富中学校46年、中には修理、改修をしていらっしゃいますけども、それでも福富小 学校は27年ですかね、改修してから。白石中学校も14年、もっとたってますね。福富 中学校は31年、改修してから。もう築年数が平均30年という状況でございます。そし てまた、プールの使用期間でございますけれども、小学校はちなみに夏休みを挟んで 約2カ月間使用しております。ところが、白石中学校においては何と17日間、2週間 しか使ってない。1学年10時間だそうでございます。しか使ってないでございます。 福富中学校に関しては1カ月近くございますけども、有明中学校はあそこのプールを 向こうのプールを使っているということで、この中の経費でございますけど、まず水 道料、これが合計208万円近くかかっています。薬代が約80万円、水質検査が約17万 円ちょっとですね。それから、ろ過器の保守点検が30万円、何と修繕費が年間244万 円かかっている。これは年間によっていろいろ前後はあると思いますけど、減ること はございません。ふえることはあっても。年間約581万円かかっております。そうい うことで、まず何より老朽化をしているということでございます。もう使用すること 自体がもう不可能な状態でございます。そういうことで、今後どのように対応されて いかれるのか、お聞きしたいと思います。

〇本山隆也学校教育課長

議員要望の提出資料のとおり現状の10校、有明中学校を除く10校の状況でございます。おっしゃるとおり老朽が進んでまいっております。現在、全面的な改修を行う計画はございませんけれども、老朽が進んでおりますので、財政面を考慮しながら中期的、あるいは長期的な計画に基づいて行っていきたいと思っております。これまでの企画財政課長、あるいは町長答弁ございましたとおり、新設なのか、あるいは長寿命化なのかというふうな試算、それから集中的な学校の授業のやり方、例えば近隣の使える小学校のプールを共同で利用する。あるいは、おっしゃるとおりふれあい郷に立派な水泳施設がございますので、そこへのマイクロバス等を利用した授業のやり方等を十分に検討しながら、また必須授業による時間等もそこで解消できるのか、そういったところも検証しながら施設の利用につきましては、そのような計画を今後検討していかなければならないと痛切に思っております。

〇溝口 誠議員

先ほどふれあい郷を有明中学校が今使っておりますけども、あそこも一般の入場者

がいらっしゃいます、利用者が。そういうことで、使うのは2レーンしか使えないと いうことで非常に使いづらいと、使用しにくいという学校の先生方の意見でございま した。それに、またほかのところからもそれは無理だと思います。そういうことで、 特に江北町なんかはもう全部学校のプールじゃなくてもうB&Gですか、あそこでし ているそうです。全部そこで。そこにはもうマイクロで行くということでございます。 そういうことで、この水泳の授業に関しては中学校においてはもう必須でございます。 選択ではございません。必ずしなければいけないという国からの決まりでありまして しなければいけないということで必須、選択やったらもうしなくていいですけども必 須ですから絶対しなければいけないということでございます。そういうことで、今言 いましたように老朽化しておりますので、どうか1時間だけ使うとなれば移動時間に 15分と15分で30分ぐらい要ります。1時間授業が潰れます。ですから、その分はどう 解消するかといえば、もう水泳の時間を2時間すると。1時間じゃなくてもう続けて 2時間やると。そうすれば効率的にとれますよというふうな学校の先生がある。マイ クロで行けばそれでいいですよというお話がございました。また、そういうことでそ ういう集約をしていけばできないことはないと思います。そういうことで、この私が この公共施設マネジメント、3年間検討して、その後10年間ぐらい、10年間は待てま せん、これは。はっきり言って。今までずっともうお金がなかって、延ばして延ばし て延ばしてきたことであります。これは苦渋の策だったと思います、町としても。だ けど、これ以上もう延ばすことはできないと思います。そういうことで、この公共施 設のマネジメントの中での中学校のプールについては別枠で、早急に検討をしていた だきたい。そうしないと、町の財政も厳しくかかります。そしてまた、全部つくり直 したら、もうこれまた莫大な金もかかります。ですから、本当にもうそこら辺は早急 に手当てをしていただきたいと思います。町長、いかがでしょうか。

〇田島健一町長

小・中学校のプールの老朽化に対する今後の取り組みの考え方ということでございます。

これについても、先ほどから課長が答弁いたしておりますように公共施設等の総合管理計画の中で議論をしていかなければいけないというふうに思います。また、この町内10校が各学校でプールを持っておって全ての学校で修繕等々で多額の金を要しているということも踏まえると、やはり先ほど学校教育課長もお答えいたしたとおり、やはりどっかに集中して例えば議員が申されたように中学校は必須でございますので、中学校を核としてそこの中に小学校も入れていくとか、そうなってくると白石は4つの小学校がありますのでちょっと厳しいかなというところがありますけども、そこら辺は町内の小・中学校をどういったふうに回すのか、それは教育といいますか、時間的に可能かどうかまで含めてですね。トータル的にその維持管理計画の中で総合計画の中で検討をしていくことかなというふうに思います。いずれにしても来年策定しようとしております公共施設等総合管理計画の中でしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

〇溝口 誠議員

よろしくお願いをしたいと思います。 以上で私の質問を終わります。

〇白武 悟議長

これで溝口誠議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。

11時24分 休憩 13時15分 再開

〇白武 悟議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。大串弘昭議員。

〇大串弘昭議員

午後からは非常に傍聴者の皆さん方もいっぱいでございまして、錦織選手じゃございませんけども非常に全米のオープンテニスのように緊張しております。ひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは、今回は3項目にわたりまして通告をいたしておりましたので、早速それに従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1項目に上げておりますところの広域圏のごみ処理センター、新規事業でございますけども、これについての質問でございます。

この件につきましては、今議会の代表であります議長のほうが実は構成員となっておられますので、随時御報告等につきましてはいただいておりますが、私どももある程度の理解をしておりますけども、ごみ問題というものは本当に町民の皆さん方にとっては日常生活に切っても切れない必要不可欠な事業でもございます。そういうことで、議会を通じまして御説明を受けまして町民の皆さん方に御報告をする責任もあるかなというふうな思いでございますので、通告どおりで質問をさせていただきます。

1項、1番目に全体の事業の全体についての概要説明を担当の課長のほうから説明いただきたいと思います。

〇門田藤信生活環境課長

まず、第1点目の事業の全体概要をということであります。

平成11年2月に策定されました佐賀県ごみ処理広域化計画のブロック割りに従いまして平成19年7月に杵藤地区の7市町に、あと伊万里市、有田町を加えた4市5町において佐賀県西部広域環境組合を設立し、新たな枠組みでのごみの広域処理を行うことが決定されております。これによりまして現有施設であります杵藤クリーンセンター、これは築25年です。伊万里市環境センター築30年、有田町クリーンセンター、これは築20年経過ということで、この3施設を集約いたしまして、現在伊万里市松浦町に新たなごみ処理施設を建設しているところでございます。

建設からこれまでの主な事業内容を申し上げますと、平成20年度にごみ処理広域化

基本計画書を策定いたしまして、施設建設地の適地選定を行っております。平成21年度からは処理方式の検討と並行いたしまして、地元住民への理解、協力のための説明会が幾度も重ねられてきております。廃棄物処理の建設をする場合においては、まず事前に環境アセスメントを実施しなければならず、この準備書作成から現地調査、それからまた評価書の作成まで約2年の歳月を費やしているところです。

そして、平成23年度に処理方式が決定いたしまして、地元住民の理解が得られたことから、用地取得と施設建設のための各種設計業務が始まっております。平成24年度からは用地取得ができたエリアから造成工事に着手いたしまして、平成25年12月から3年間の工期でプラント建設の発注をいたしております。

建設工事の概要につきましては、別にお渡ししているごみ処理施設工事概要書のほうをごらんいただきたいと思います。

施工者は2社の共同企業体ということで、工事期間は平成25年12月1日から平成27年12月28日までの継続事業というふうになっております。

プラント工事、それから建築、外構、機械設備、電気設備工事を合わせまして事業費は139億1,250万円でございます。

今回建設いたしております主な施設につきましては2つの施設で、1つはエネルギー回収推進施設と呼ばれる焼却施設と、もう一つはマテリアルリサイクル焼却施設と呼ばれる不燃ごみと粗大ごみのごみ処理施設になっております。エネルギー回収推進施設の処理方法につきましては、シャフト式ガス化溶融炉が採択されまして、従来の焼却施設とはイメージが大きく異なっております。焼却温度は約1,700度前後と高温で、熱を利用して発電を行い、施設で必要な電力を全て賄うほか、余剰電力につきましては電力会社に売却を予定しているところです。さらに、1,700度という高温で処理を行うために生ごみや紙類など燃えるごみだけでなく、マテリアルリサイクル施設から発生したガラスや陶器類など残渣も投入でき、残渣の溶融物はメタル――いわゆる金属製のものですけども――と無害化されたスラグ――これは溶融金属における不純物成分のことです――に分かれて出てきます。メタルにつきましては精錬所等に売却されまして、スラグは路盤材等の土木資材に再利用できますので、従来のような焼却残渣を埋立処分する最終処分場は不必要ということになります。ただ、排ガスを処理する際に発生する飛灰がわずかに残りますので、それは最終処分場であります有田町のほうに運搬するように一応計画をいたしております。

それから、お手元のほうに別冊でごみ処理施設工事概要書をお配りしているかと思いますので、その分について若干説明をさせていただきたいと思います。

まず、工事概要、工事種目、建物概要につきましては一応そこに記載しております ので、後もってちょっとごらんいただきたいと思います。

2ページ目のほうをめくっていただきたいと思いますけども、一番下のほうに施設の鳥瞰図を掲載をいたしております。一番右のほうがエネルギー回収推進施設、いわゆる可燃ごみの焼却施設になります。

真ん中のほうがちょっと階段状になっている建物がありますけども、そこのほうがマテリアルリサイクル推進施設ということで、粗大ごみ等の処分施設ということになります。

一番左のほうが管理棟というふうな、こういった全景で一応掲載をさせていただい ております。

それと、3ページ目のほうをごらんいただきたいと思います。

一応そこに工事の工程表ということで載せております。一番上、全体工程ということで、契約につきましては平成24年11月に一応行いまして、それから設計協議等が行われまして、実際の工事につきましてはエネルギー回収推進施設のほうにつきましては昨年の12月から着工をいたしているところです。あと、マテリアルリサイクル推進施設につきましては、ことしの、ここでは9月というふうになっておりますけど8月の中旬ぐらいから工事の着工が始まっております。

あと、付随して管理棟とか附属棟、それから外構工事等は今後順次行われるように なっております。

2番目のほうが、エネルギー回収推進施設の建設工事の工程表ということで、これは先ほど申しましたとおり昨年の12月から工事のほうは始まっておりまして、同時に本年6月からあわせてプラント工事のほうも一緒に同時に行われております。今後、来年の工事につきましては6月末ぐらいまでの期間ということになりますけれども、その後試運転のためのごみの搬入等の受け入れが始まって、28年1月からの供用開始ということで工事のほうは進めているところです。マテリアルリサイクル推進施設につきましても、工事につきましては8月の中旬ぐらいから同時に工事のほうは進めておりますけども、あとプラント工事合わせて、これにつきましても試運転、いわゆるごみの試運転のためのごみの搬入等の受け入れが始まり、同時に先ほど申しましたとおり28年1月からの供用開始ということで進めているところです。

以上です。

〇大串弘昭議員

ただいま詳しく工事の概要について御説明いただきましたけれども、ちょっとその前に私のほうが申しおくれておりましたけども、現在の武雄のクリーンセンター、これについてはどういうふうに非常に維持管理等、あるいはもう相当古くなっているというふうなことだと思います。老朽化もしているというふうなことでいろいろ内容を聞きますとトラブルもあっているような状況かということでございます。そういうことで、ちょっとその辺についての御説明をいただければと思いますが。

〇門田藤信生活環境課長

ただいまの質問については杵藤クリーンセンターの今後の状況はというふうな御質問かと思います。

先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけども、杵藤クリーンセンターにつきましては平成元年4月からの稼働ということで、稼働後25年の経過をいたしているところです。杵藤クリーンセンターにつきましては広域圏組合の長期計画の策定の中でごみ処理の受け入れにつきましては西部のごみ処理センターの供用開始が始まるまでということで、稼働につきましては来年の12月までの稼働ということに現在なっているところです。その後につきましては、いわゆる終了届とか、あと水処理等におけ

る水質検査、そういった経費等は若干かかってくるかとは思いますけども、平成29年 ぐらいをめどに施設の取り壊し等が行われるんじゃないかということで聞いておりま す。

その後、特にこの施設におきましては水処理等に係る水質検査というふうなことでずっとその施設の水処理に係る検査を行っていかなければならないということで、最終平成40年ぐらいまではそういった形で維持費等がかかってくるんじゃないかと思っております。最終、その水質検査を行った後、その水質が基準値以下、そういったことになれば廃止というふうな形になってくるかと思っております。以上です。

〇大串弘昭議員

まだ当分今の武雄のクリーンセンターについては杵藤のクリーンセンターについては稼働するということでございますが、やはりその場合には相当後もってのもう解体をするとか、いろんなまた事業があると思うんです。そういった場合には、当然負担金というのもそのまま持っていかれるのか、またさらに新たに今度伊万里のほうにできますごみ処理センターについての負担金等もあるわけですけども、その点もあわせて、また後もって負担金のところでお伺いしたいと思いますが。

一番初めに戻りまして、今度の伊万里のごみ処理センターについてのことでございますけども、いろいろとこれまでには御苦労があって、いよいよ建設の運びと、もう既に25年から着工になっているというふうなことでございますけども、その前にはいろいろと用地とか、あるいは造成とかいろんな問題があったと思います。全体的には139億円というふうな事業でございますけども、これらの事業の少し内容等をお知らせいただきたいと思います。造成地とか、あるいはそこにかかわる外構とか本体の工事とか、いろいろあると思いますが、少しだけ内容がわかっておられればお願いしたいと思います。

〇門田藤信生活環境課長

事業費関係についてのお尋ねかと思いますけども、事業費につきましては先ほど申し上げましたけどもプラント工事、あるいは建築、外構、機械、それから電気設備工事を合わせまして事業費につきましては139億1,250万円ということになっております。このうちからいわゆる国からの交付金ということで循環型社会形成推進交付金、いわゆる3R交付金というふうに言っておりますけども、この交付金が3分の1ということで42億9,170万円が一応交付金が充てられております。

交付対象事業費から交付金を差し引いた、通常補助残と言っておりますけども、この分が85億8,340万円と交付対象外の事業費、これがあと10億3,740万円、合わせまして96億2,080万円程度になります。このうち、24年度から一応起債等の借り入れ等を行っておりますけども、起債等の借入額が93億4,870万円ということで、あと残りが2億7,210万円ほどありますけども、これにつきましては各市町からの負担金等で賄うような形になっているかと思います。

〇大串弘昭議員

それでは、次に移りますけども、いろいろこの事業に関しましてはいろいろ機種の 選定とか、あるいは処理の方式ですね。ここら辺についてはいろいろ議論があったり して初めはなかなかそういったことの取りまとめをされるのに非常に御苦労があった と聞いております。そういう中で、わかっておられればそこまでの経過と申しますか、 ここら辺についていろいろ機種の選定をされることに至ったもの、あるいは処理の方 式、そういったものの決定についてはいろいろ算定をされたと思いますが、その辺の ところおわかりであったら御説明いただけますか。

〇門田藤信生活環境課長

処理方式等についてのお尋ねだと思います。

今回のこの施設におきましては、特にこれまでの焼却施設、これまでの杵藤の施設 と比べましてちょっと変わった点といいますか、変更点というのがいわゆるエネルギ 一回収推進施設という、いわゆる可燃ごみ等の焼却施設ということになっております。 先ほども若干お話をさせていただきましたけども、この施設についてはほとんど高温、 いわゆる高温といいますか、溶かすようなイメージになるかと思いますけども、 1,700度前後ということで非常な高温で一応焼却をしていくということで、非常にあ と残りの残渣等が出ないという、こういった大きなメリット等もございます。それと、 いわゆるこの熱を利用いたしまして発電関係の施設ということで、いわゆる電力を生 むというふうな、こういった構造にもなっているところです。電力等につきましては、 いわゆる1時間当たりの瞬間の最大といたしまして3,900キロワットということで、 これはおおむね一般家庭の9,400世帯ぐらいの消費発電量ということになっておりま す。電力量につきましてですけれども、いわゆるその施設で購入する電力量につきま しては、年間ですけども186メガキロワットということになっております。発電量に つきましては、約2万3,057メガキロワットということで、通常の6,400世帯分、それ から売電量で9,997メガキロワットということで、一般家庭の2,780世帯分ぐらいの売 電が見込まれているところです。金額に直しますと、購入電力が年間153万円ぐらい、 それから売電電力につきましては年間9,920万円程度、そして正味の収入といたしま しては9,700万円ぐらいの電力量が電力分によって収益が出るというふうな、以前の 施設と比べてそういった点が大きく変わったものじゃないかなというふうに一応考え ているところです。

〇大串弘昭議員

相当な売電と申しますか、そういったことも実は初めてお聞きしたわけでございますけども、そういうことも含めましてちょっと副町長のほうにお尋ねをいたしますけども、2番目に上げておりますけども、当初設計から今日までいろいろ事業をする場合には変更が伴うということでございます。ちょっとさきの新聞でしたけど、6億円もの変更がされたというのをちょっと新聞で見たことがございます。その辺についての御説明をいただきたいと思いますが。

〇杉原 忍副町長

当初設計から変更がなかったかという、まずお尋ねでございます。

当初設計から大きな変更は特にございません。周辺工事ですね。例えば残土の運搬 先を変えたとか、搬入道路となる市道の工事中湧水が出てまして、法面が崩壊したと いうふうなことがございまして、そういうことでの工事の変更とか、用地の改修の若 干の追加というものは発生をいたしております。

それと、先ほどお話、新聞記事に出ておりました記事というのはインフレスライド制のお話だったと思います。新聞記事のほうでは6億円というふうなお話が出ていたかと思いますけども、あくまで今業者さんのほうから提示があった金額が6億円という話でありまして、それを今後組合のほうが協議をされまして変更額等が今後協議の後、決まっていくものだと思っております。

〇大串弘昭議員

それでは、一応6億円というのはまだ決定というか、確定のところじゃないわけですね。今後、いろいろとまだそういった業者さんとのいろいろな協議もあるというふうな話でございますけれども、いずれにいたしましてもこういうふうな大きな見出しで出てますというと、やはりその中で相当な変更があっているんじゃないかなというふうな、私どもはそういうふうな感じを受けるわけでございますが、この辺についてはやはりちょっとの機会でもあったら説明をいただければなというふうな思いでございます。その点についてのちょっと説明が全然なかったもんですから、やはり我々はただ想像だけで、また町民の皆さん方もそういうふうな感じで受けとめられているんじゃないかなと思いますが、その辺についての今後の状況の提供と申しますか、それについてはどうでしょうか。

〇杉原 忍副町長

まず、6億円の話でございますけども、この中身は協議する中身は資材の値上がりでありますとか、人件費の増加でありますとか、そういう部分についてのことでございます。そういうことで建屋の工事とかプラントの工事の工事内容の変更ということではございません。それと、あくまでさっきも申し上げましたけども6億円というのは業者がうちの組合のほうに6億円でお話をしたいということですので、それを受けて今度組合のほうが中身を精査していくということになっておりますので、あくまで業者から提示を受けた額ということでの御説明です。

それと、今の進捗状況でございます。この辺、議会に対しまして御説明が不足しておりますこと、まずもっておわび申し上げます。私と生活環境課長と9月になりましてからちょっと現場のほうに行かせていただきました。私と2人で参りまして、向こうの組合の事務局長と、それと現場の代理人のほうからお話を聞きながら中身を会場を見てまいりました。先ほど申し上げましたエネルギー回収推進施設につきましては、地下のごみピット、基礎、それと1階部分の床までができておりまして、鉄骨がお盆明けから組み上がってまいりまして、大体5階部分までの鉄骨が大型クレーンを4台ほど使いまして、大体鉄骨部分が組み上がっております。マテリアル推進施設の部分

につきましては、8月の中旬からということで行われております。予定どおり参りましたら、来年の7月末には管理棟、附属棟の建築工事や外構工事を除く、そういう施設の全体部分が完成いたしまして、9月よりの試運転のための搬入が始まりまして28年1月からの供用開始を目指しております。

行って、見てまいりましたら、こういう周回コースじゃないんですけども、見れるような通路もつくっております。そういうことで、御要望がありましたら全員協議会もしくは例会での報告、または現場視察もできるかと思っております。今、従業員が百数十人おるということですけども、多くなりますと300人近くまで従業員がふえるというふうなお話も聞いておりますので、ぜひ議会のほうからも視察ができればお願いしたいと思っております。

〇大串弘昭議員

いろいろ副町長のほうからお話がありましたけども、やはりそういった進捗状況等については随時私たちにもお知らせをしていただければこの大事業でございますから、町民の皆さん方も関心のある事業でございます。我々もそういったことでの問い合わせ等もあった場合はやはりそういったことの報告もしなければならないというふうなことで今後ともひとつよろしくお願いしときます。

では、4番目に上げておりますところの関係市町の負担割合はということでお尋ねをしております。

この件につきましてはただいま既存にあります杵藤圏のクリーンセンターもずっと 負担金があるわけでございますが、これとあわせまして広域圏の今度のごみ処理セン ター、新規事業の負担割合とか、そういったものについてお尋ねをしたいと思います が。

〇門田藤信生活環境課長

事業費等の負担割合についてというふうな御質問でございます。

西部広域の環境組合の負担金につきましては、まず議会総務費と事業費で算出割合が一応異なっております。まず、議会総務費の負担金につきましては均等割15%、それと人口割で85%というふうな割合になっております。人口割につきましては、これは平成22年の国勢調査人口を用いているところです。あと、事業費等の負担金につきましては、均等割10%と人口割が90%で一応算出するようになっておりまして、起債償還分についてもこの事業費等の中に今後含まれてくるものと考えております。今年度の関係市町の事業費の負担割合につきましては、これにつきましては25年度ベースを基礎に算出をしてありまして、各市町の負担割合の状況を申しますと、伊万里市が22.42%、武雄市が20.02%、鹿島市が12.58%、嬉野市が11.94%、有田町が8.94%、大町町が3.90%、江北町が4.70%、それと太良町が4.82%、そして白石、本町におきましては10.68%というふうな状況になっております。

施設の供用開始後の運営管理費、いわゆるごみ処理負担金等につきましては、ごみの投入割りの全額を投入割り100%で一応算出して負担金を算出するような取り決めということに一応なっているところです。

あと、もう一つ、杵藤の今後の負担金はということですけども、先ほども若干説明をさせていただきましたけども、杵藤クリーンセンターにつきましては、西部の供用開始が始まるまでということで平成27年12月までの一応稼働というふうになっているところです。ですから、その後のいわゆる水処理等に係る経費とか、あと施設の解体等に係る経費、最終廃止届に係るまでのそういった水質検査等に係る経費、そういったものにつきましては若干また後もって負担金が予想されるというふうに一応考えているところです。

〇大串弘昭議員

今までいろいろこのごみ処理のセンターにつきましての説明を受けたわけでございますけれども、もうあと一年ばかりで完了、完成ということになっておりますが、この辺についてはひとつ今後とも随時そういった事業報告、内容等についてお知らせいただければなという思いでございます。よろしくお願いしときます。

それでは、2項目めに入らせていただきます。

白石町白石農業の将来像についてということでお尋ねをいたしております。

将来像につきましては最後のほうに町長のほうにお尋ねをいたしていますけども、

1番目の白石町の転作5カ年の推移についてということでお尋ねをいたしております。 担当課長のほうから御説明をいただきます。

〇赤坂隆義産業課長

本町の水田農業の将来像はということで町内の転作5カ年の推移はという御質問でございますが、この件につきましては議員より資料要求があっておりましたので、資料に基づきまして説明をいたしたいというふうに思います。

御承知のように転作の面積につきましては国から県、県から町へ配分がされます。 米の生産数量目標によって変動をいたします。資料のように平成22年戸別所得補償モデル対策が実施されました22年度から26年度までの米の生産数量目標と転作の面積について年度ごとに列挙をしております。なお、26年の数字につきましては、速報値ということで26年7月8日時点での数値ということでよろしくお願いしたいと思います。

まず、米の生産数量目標につきましては平成22年に1万8,908.73トン、23年が1万7,805.702トン、それとずっと来まして26年につきましては1万6,951.585というように米の消費量の減少によりまして生産目標数量は年々減少しております。ちなみに平成26年につきましては平成22年の約9割というような状況でございます。

一方、米の作付目標面積につきましては、左に掲げております生産数量目標を基準 反収収量で割り戻して米の作付目標としてあらわしております。ちなみに平成26年度 は基準反収が10アール当たり532キロということになっておりまして、26年の欄でい いますと1万6,951.585を10アール当たり532キロで割り戻しますと米の作付目標面積 が3,186.39ヘクタールになるというようなことでございます。

また、水田面積から米の作付面積を差し引いた分が転作の目標面積ということになります。転作目標面積につきましては年ごとの米の作付目標の減少によりまして反対に増加いたしていることがうかがえます。一方、転作率につきましては、平成22年度

は30.9%ありましたが、23年度で34.5%、26年に至っては37.5%と上昇している状況でございます。

また、一番右の欄に転作の実績と書いておりますけど、転作の実績率につきましては平成22年で転作の目標面積に対しまして107%、23年につきましては106.6%、24年が103.7%、26年につきましては7月8日現在ですけど104.2%ということで1,991.85というふうな数字が出ております。

なお、転作につきましては、ことしの盆過ぎから各支所ごとに転作の確認を行っております。8月28日現在で転作面積が1,980.98ヘクタールとなっております。転作目標面積1,911.7ヘクタールに対しまして、達成率は103.62%となっている状況でございます。

また、下のほうには作物ごとの面積の推移を示しております。毎年転作面積の約50%以上が大豆で占められているということがうかがえます。26年度例で申しますと面積で1,991.85、大豆の面積が1,115.1~クタールということで50%を超えております。

なお、この表を見ればわかりますとおり、平成22年度から助成対象となりましたW C S 用の稲は5年間の間に約13倍の作付の拡大が行われているところでございます。 以上、5 カ年間の転作の推移ということで説明を終わりたいと思います。

〇大串弘昭議員

今、説明をいただきましたけども、22年度から26年度までの転作率を見ておりますというと、毎年増加をしているような傾向でございます。その要因はいろいろあるかと思いますけども、やはり今日の米消費、あるいは需給の状態、そういったものからこういったことで毎年転作率が上がっているというふうな思いでございますが、そういうふうなことでいろいろ配分をされておるところでございますけども、2番目に上げておりますところの転作目標面積より米の作付目標面積の配分、これらについての取りまとめについてはどのようにされておるのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

〇赤坂隆義産業課長

転作目標面積の配分や取りまとめの指導はどのようにされているのかという質問で ございます。

一応、翌年の米の生産数量目標は毎年12月の中旬ごろに国から県へ重量で配分がなされます。県はそれを受けて各市町へ配分を行いますが、このときの各市町への配分量は佐賀県に配分された数量を前年の市町別生産目標の県全体に占める割合に応じて配分がなされております。これを受けて、さらに白石町から白石町の農業再生協議会へ配分を行っております。協議会は配分された数量を地域で算定された配分基準反収、白石町の場合は532キロでございますが、それで割り戻して面積を換算し、各地区――いわゆるJAの支所ですけど――の水田面積に応じて米の作付目標面積として生産者団体へ配分を行っております。各地区の水田面積から米の作付目標面積を差し引いた面積が転作面積ということになります。地区段階におきましては、この配分が行

われます12月までの間にその年の転作率を参考にして翌年の転作計画を立ててもらっております。翌年の配分を受け、計画面積との差が生じた場合には転作計画の修正を行ってもらっております。

ちなみに、この流れを26年度の3枚の配分を例にいたしますと、白石町へ平成25年12月13日に1万7,386トン、前年比にしますと816トン減じて配分を受けております。町は再生協議会へ配分し、協議会はその配分のうち学校分と畑地分、これは佐農分と八平の分ですけど、これを除いた1万6,952トンについて面積換算をいたしまして、米の作付目標面積3,186ヘクタール、また転作の目標面積が1,912ヘクタールということで各JAの支所のほうに配分を行っているところでございます。配分を受けるまでに各地区が転作計画されていた面積は1,826ヘクタールありました。差し引き86ヘクタールが転作計画不足ということになっていましたので、3月までに各地区の転作計画を調整してもらいまして、3月25日時点までに1,927ヘクタールまで調整がなされました。全体的に見ますと15ヘクタールの多目の転作計画というふうになりました。支所単位では平均1.5ヘクタールというふうなことになります。なお、この面積が不足していますと何せ米の直接支払交付金のほうがいただけないということもありまして、若干多目にしたという経緯はございます。

以上です。

〇大串弘昭議員

どうもありがとうございました。

時間もちょっと押しておりますので、3番目のUターン、新規就農者の現状と今後の動向についてはちょっと割愛をさせていただきまして、4番目に上げておりますところの5年後の米政策の見直し、農家は容易に受け入れることができるのかということでお尋ねをしておりますけども、特に本町におきましては水田農業を中心とした土地利用型の農業で成り立っていると思っております。ここ数年非常に米価は安値傾向にありますが、やはり他作物と違いまして一定の補償もされているところでございます。白石町においては農業従事者の高齢化も進んでおりますが、やはり集落営農とか、そういったところを見ておりますというと、リーダーになられる方、あるいはオペレーターの方、田んぼでトラクターとか、あるいはコンバインあたりを使って運転をされている方については相当中高年者の方が頑張っていただいていると思っております。国民の主食でありますところの米については国の安全保障、あるいは面からも非常に戦略作物だというふうなことで認識をいたしております。そういうふうなことで、町長はこのような中での減反政策、1次産業の農業の将来像についてどのように捉えておられるのか、この辺について御所見を賜りたいと思います。

〇田島健一町長

水田農業、将来は今後どうなっていくだろうかと、私の所見ということでございました。

先ほど産業課長のほうが現在におけるところの転作目標、面積の配分についてのお答えをしたところでございますけども、国においては米政策の見直しとして今後の水

田農業の発展のためには現在のように生産、販売に関与しない行政が米の生産量を決 めるのではなく、米の生産者、集荷業者、団体が主体的に経営判断や販売戦略に基づ き、需要に応じてどのような米をどのくらい生産、販売するかなどをみずからが決め られるようにすることで経営の自由度の拡大を目指すということにされております。 そういうことで、体制の整備の状況を見ながら時期的には5年後をめどにというふう にされております。そこで、平成30年産からの生産体制のイメージとしては国はまず 1つ目は全国ベースの需給見通しの情報発信に加え、産地別にきめ細かく需要実績や 販売進捗、在庫などの情報を提供する、そして2番目にあわせて飼料用米等の作付に ついてのインセンティブを拡大していくとなされております。都道府県や地域段階で の協議会では作物ごとの作付ビジョンを策定し、適宜非主食用米や麦、大豆、地域作 物等の作付を誘導していく。生産者や集荷業者はこれらを踏まえて経営判断や販売戦 略に基づき、どのような作物をどれだけ生産、販売することかを決定することで消費 者ニーズに応じた大豆、麦、地域作物等の魅力ある産地づくりを推進するとされてお ります。現段階での国による米政策の見直しはこのようなイメージとして打ち出され ておりますけども、具体的な施策についてはまだ示されていない状況でございます。 水田農業の将来像については国が進めようとしているさまざまな環境整備により生産 数量、目標の配分をやめてもいいと判断できるような客観的状況がどこまでできてい るかにより大きく変わってくると思われます。このようなことから、町といたしまし ても今後情報収集に努めながら可能な限り現場が混乱することのないよう適切な周知 活動を行ってまいりたいというふうに思っておるところでございます。

〇大串弘昭議員

今、町長申されましたようにひとつぜひとも実効性のある町長の手腕に期待をして おきたいと思います。よろしくお願いしときます。

それでは、一番最後に上げておりますところの3項目めの川津地区の落下防止ということでございますけども、私は原稿には落石防止ということで書いておったと思いますけども、落石防止についてということでお尋ねをいたします。

ここ数年、日本列島は非常に自然災害続きでございまして、先月の8月20日から21日にかけての広島市の土砂災害では亡くなられた方73名、行方不明の方1名という痛ましい事故が発生をいたしております。白石町でも非常に山合いの集落たくさん見受けられますけれども、現状はどのように把握をされておるのか、お尋ねをしたいと思いますが。

〇岩永康博建設課長

川津地区の落石の現状把握という御質問にお答えをいたします。

川津地区のお大師さんの歩道の裏が急傾斜で大きな転石が2個ありまして、石質は板状の石が重なった堆積岩となっております。平成24年11月に地元から石が出てきているような感じがするということで見てほしいという連絡があり、現地確認を行っております。危険箇所の延長が15メーター、それに高さが10メーター、崖の傾斜角度が45度となっております。西側転石のずれ落ちを防止をするために角材を備えて設置し

てあります。石のずれ落ちについてはずれ落ちを防止するためには周辺の根固めが有効と思われますが、崖の上部が長年の風雨で空洞化が進んでおります。崩れやすいという状況になっております。それと、崖周辺には石仏や鳥居、それに石灯籠の残骸等がありまして、歴史的な景観、それと人工的な急傾斜の保全の構造物の調和が課題と思っております。

〇大串弘昭議員

今、御説明いただきました箇所につきましては、ちょうどこの落石のおそれのあるところは旧県道の錦江大町線沿いということになっております。非常に大変危険な箇所ということに思っておりますが、一つ雨がこのように降れば非常に地元の方は雨の降るたびに非常に恐怖感を持っておられるというふうな思いでございまして、今いろいる堆積岩というふうなことでの岩を取り除く方法についてもいろいろ検討をされているというふうなことでございますが、一つ落石をしてからではどうしようもございません。やはりそういった調査等もされておりますけれども、何か具体的にそれを除去すると申しますか、方法を考えておられるのかですね。やはり岩がそのまますぽって取った場合はそこに空洞ができるとか、いろんなことが発生して、また二次災害が起こるとか、いろんなことを考えられます。そういうふうなことで、いろいろ削岩をするとか、いろんな方法があると思うんですけども、その点について何か具体的にお考えがあったら説明いただきたいと思いますが。

〇岩永康博建設課長

事業化に向けて、この急傾斜対策の事業についてどうなのかということで平成25年1月に杵藤土木事務所と地元の関係者、それと町で現地調査を行っております。それで、現在佐賀県急傾斜地崩壊防止事業というのがありまして、その採択条件があります。まず1点目に、地表面がおおむね30度を超える角度をなし、その高さが5メーター以上を超える急傾斜地であること、2点目に人家が5戸以上で直接被害を与えると認められる箇所、3点目に国庫補助事業の対象とならない箇所であること、4点目に人為的な原因により危険を招いた箇所でないことという、このような条件を満たすかの確認を行いまして、おおむね採択条件を満たし、事業を実施した場合、地元の負担として12.5%の負担金が発生するということを地元の関係者の方へは伝えております。現地を見ますと、お大師さんのお堂と崖の間が狭く、せり立っております。非常に工事が困難な状況でありまして、特殊な地形のためどのような工法が最適なのか、治山や森林土木の専門的な検討が必要であろうと思っております。それで、土木事務所や農林事務所の技術的な指導を受けながら、また工事中にお堂の一時移転ができるのか、地元の関係者との十分な協議が必要であると考えております。

また、ここ数年、議員おっしゃるとおり各地で集中豪雨が発生をして災害があっております。川津地区のこの斜面も土砂災害危険箇所の土石流危険渓流の区域となっておりまして、事業の取り組みが必要かと思っております。

以上です。

〇大串弘昭議員

今、聞いておりますというと、急傾斜地の構改事業についての採択の要件を満たしているというふうなことでございますけれども、そこには地元負担というふうな12.5%というふうなこのことが非常に地元にとってはネックになるんじゃなかろうかと思います。以前は旧白石町時代は災害についてはほとんど地元の負担なしでずっとやってきたんで、須古のほうの法蔵寺から川津、あの辺一帯急傾斜地、あるいは山地構改ですか、そういったところの事業も行ってきたわけですけれども、この辺に人命とか、そういったことにかかわることについても地元負担の12.5%というのは必要なのかですね。今までやってきたところとの公平感というのもあると思いますが、町長その辺どういうふうにお考えでしょうか。もっと前向きにこういったものはケース・バイ・ケースで考えていくというふうなことも必要じゃないかと思うんです。そういった状況を見ていますと、転んでから後の災害があったということで地元負担が調整できなかったからできなかったというふうなことではそういうふうなことはどうかなというふうな思いでございますが、その点についてのお考えはどうでしょうか。

〇田島健一町長

急傾斜といいますか、崖崩れの事業については地元負担が発生するということにな ってございます。これは県の急傾斜地崩壊事業、また農林地崩壊防止事業の対策事業 でもそうでございますけども、基本的に民地での仕事となります。用地買収をして官 地になるところでの工事じゃなくて民地ということで個人さんの生命及び財産を守る という事業でございまして、やはりそこには所有権がございますので負担をしていた だくということになってございます。私もそういった部署の担当もしておりましたの で、県内各地の各市町の事業を見ているわけでございますけども、地元の負担がある ところもありますし、中には地元負担なしという市町もあったように記憶をいたして おります。今回の8月20日の広島での土砂災害、大規模な土砂災害が発生したわけで ございますけども、国においてもいろんな土砂災害に対しての法律等々の見直しがま た出てくるんじゃないかなというふうに思います。それとは別に、私ども白石町の中 にも114カ所ですか、危険箇所があるわけでございますけども、その少ないからとい ってどうのこうのじゃないですけども、やはり町として他町の様子も見ながら検討し ていくところもあるんじゃないかなというふうに私、町長として今回この土砂災害等 については初めてあるわけでございますけども、検討するところはあるかなというふ うに思います。しかしながら、これをやるに当たっては先ほど言いましたようにうち もうちもうちもというふうになってくることも想定もされるわけでございます。だか ら、そこら辺は慎重にみんなで議論をしながら対応をしていかなくちゃいけないとい うふうに思っているところでございます。

〇白武 悟議長

これで大串弘昭議員の一般質問を終わります。暫時休憩をいたします。

14時16分 休憩

14時30分 再開

〇白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。井崎好信議員。

〇井﨑好信議員

本日最後でございます。御答弁のほどよろしくお願いしたいと思います。前者と違いまして傍聴者も一人もいなくなりまして、寂しい思いをしながら一般質問をさせていただきます。通告どおりにさせていただきます。

初めに、国民健康保険の特別会計の運営についてでございます。

この会計につきましては、平成20年に合併して3年目に基金が枯渇をいたしまして、 そしてまた繰越金も底をつきまして、その後一般会計から財政支援をしながら運用されてきたことかと思います。ふえ続ける医療費に対応するために昨年度平成25年に税率の改正がなされまして引き上げがなされたところかと思います。それでも足らない部分は一般会計から補填をして運営をされているというふうに思います。

初めに、レセプトによる疾病の医療費と、それから年齢別の医療費の割合、その辺 資料請求もしておりましたので、その辺を説明をお願いしたいというふうに思います。

〇渕上隆文住民課長

レセプトによる疾病の医療費と年齢別の割合という御質問でございます。

また、資料請求として疾病ごとの医療費と、その年齢別の割合ということで、お手元にA3サイズの資料を4枚御提出をさせていただいているところでございます。これ資料につきましては、平成25年度の入院並びに入院外であります通院の実績額であります。縦の欄にそれぞれの疾病分類ごとの疾病名、横の欄にそれぞれの年齢階層別の表示をさせていただいておるところでございます。それと、各年齢層の中で医療費の高い順に3疾病を黄色く塗り潰して御提示をさせていただいているところでございます。

まず、この資料を見ての特徴でございますけれども、実績におきまして2ページの 年齢別医療費割合というのをごらんいただきたいと思います。

その中で65歳から74歳、すなわち前期高齢者の方の医療費について総医療費に占める負担割合のほうを見てみますと約35%の負担割合ということになります。

それと、4ページの通院に対してでございますが、これも同じように前期高齢者65歳から74歳の方を見ておりますと、47%の総医療費に占める負担割合となります。この年齢層を1階層下げまして60歳以上から見てみますと、入院並びに通院とも総医療費の約6割を占めるという状況でございます。今、申しましたように年齢層で医療のを見ていきますと、やはり高齢になっていくほど医療費はふえている状況だということがおわかりになるというふうに思っております。

まず、入院実績の中での特徴といたしましては、入院における精神障がいとされる 統合失調症が全体の約5分の1を占めているという点でございます。それも15歳から 69歳までの年齢層になっておりまして、やはり各年齢層の医療費の約3割を占めてお るという状況でございます。やはりこの病気の特徴としては入院による完全な治療を 行わないと再発の可能性が高いということが言えるというふうに思われます。

また、もう一つであります外来の中では糖尿病が15歳以上の全ての年齢層で常に上位を占めておる状況でありまして、糖尿病はほっておくと腎臓を悪くし、脳血管障がい、腎不全につながっていくことになりますので、早期の治療が必要ということになります。本町といたしましても現在実施をしております保健事業を今後とも推進してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

〇井﨑好信議員

資料を詳しく出していただいております。ありがとうございます。先ほど課長の答弁もございましたように年齢が医療費の割合といたしましては年齢が上がることに大きくなってきていると、前期高齢者が非常にウエートを占めているというふうなお話でもございました。疾病の実績、入院あるいは外来におきましてもこの心身の疾患といいますか、鬱病なりあるいは統合失調症が非常に入院も外来につきましてもウエートを占めております。やはり現代の社会を反映してなのか、あるいはまた人間関係、いろんなストレスのたまるような昨今の中でこういった心の病気というふうなことがあっているのかなというふうなことがうかがえるかというふうに思いますが、こういった心の病気に対しまして今住民課あるいは保健福祉課でそういったケアといいますか、健康相談といいますか、そういったお悩みをお持ちの方の御相談なんかはされていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

〇田中幸子健康づくり専門監

先ほどの御質問でございますが、医療費の中で鬱病とか統合失調症、そういうところの分の医療費が非常に高いということで健康相談はなされているだろうかという御質問なんですが、直接鬱病とか統合失調症ということでの相談は行っておりませんが、自殺予防ということを含めて健康相談、健康教育という形で行っております。心の健康、自殺予防というのをメーンには出せませんので、自殺と関係が非常に深い鬱、気持ちの沈んだりとかという鬱に関する心の健康づくりという形で健康教室を年間行っております。統合失調症の方につきましては、退院後の状態が安定するようにということで病院、それから障がい支援センターのほうとの連携を図りながら、定期的な訪問が必要な方については訪問活動を行っております。

以上です。

〇井﨑好信議員

こういった鬱なり、あるいは統合失調症というような、そういった病気はそういう 先ほど専門監も申されたとおり、そういった死に至るといいますか、そういった自殺 に至るようなケースもあるかと思います。そういった御相談もされているというふう なことでこういったことを考えながらそういったことをやっていただきたいというふ うに思います。 それでは2番目、2点目に移りますけれども、今特定健診が7月の上旬から10月の上旬まで計画をされております。やはりこの受診率の向上を上げていくというふうなことが必要かというふうに思います。その受診結果を踏まえて今後どのような保健指導を今後といいますか、今なされようとしてなされているのか、その辺をお伺いをしたいというふうに思います。

〇渕上隆文住民課長

特定健診率の向上と健診結果を踏まえての保健指導はどのようになっているかという御質問でございます。

老人保健法による住民健診にかわりまして平成20年4月より高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて実施を現在いたしておるところでございます。特定健診は40歳から74歳の国民健康保険の加入者を対象に、集団検診、個別健診、人間ドック、脳ドックにより生活習慣病の健診を行ってきておるところでございます。平成25年度の受診した方につきましては2,042名でございました。受診率は38.9%でございます。この特定健診の結果を受けまして保健指導の必要な人について集団健診を受診された方は町の保健師のほうや、また在宅の保健師のほうで保健指導を行っております。医療機関で検査を行った人につきましては医師会、また人間ドック、脳ドックの受診者はその検査結果でそれぞれに特定保健指導を行っているのが現状でございます。

御承知のように特定保健指導は肥満や腹囲が基準値より高い人で、高血圧、糖尿病、血液検査で高脂血症がある人に対しまして、いわゆる生活習慣病の予防や脳卒中、心筋梗塞、透析など、重症化防止のための目的で行われているものでございます。特定保健指導の対象者には相談や訪問で検査結果の説明を行い、食事、運動、習慣など、生活習慣の見直しなど受診者本人との話し合いを行いながら、半年後どのように変わったかという経過を見ていくものでございまして、昨年町で行いました特定保健指導につきましては特定健診受診者2,042名中特定保健指導が必要な方は215名、実施できた方は104名でございました。残りの111名に対しましても電話や資料の送付等の情報提供を行っているところでございます。また、特定保健指導の対象者以外の人で高血圧や糖尿病などで受診が必要な方には悪化をしないように訪問や電話での受診勧奨と保健指導を行っている状況でございます。

以上でございます。

〇井﨑好信議員

昨年度の受診率が38.9%というふうな課長のお話でございました。そのそういった趣旨の中で低いか、私はもう低いと、やはり全国でもこれは国民健康保険じゃないわけですが、全国では45.6%と、いろんな厚生年金関係、国保だけじゃないわけでございますが、佐賀県でも42.4%というふうになっております。国保だけ見てのそれは38.9%、40%近い数字でございますが、もうちょっとやはりこの健康、特定健診の受診率を上げる必要があるという私は認識をしております。やはり一回も受けてない方、この40歳から74歳、前期高齢者までですね。若い方、特に若い方が受診率も少ないかと思いますが、1回でも今までに受けていらっしゃらない方、高齢の方もいらっしゃ

るかと思います。そういった方々を電話でも促して健診受けてみなさらんですかというふうなお声かけをしていってそういった受診率を上げていくような形でお願いしたいなというふうに思います。

保健指導といたしまして、去年、昨年2,042名中に指導が215名、受診が104名と、そのうちで病院で医療機関で受診された方が104名というふうなことですね。半分近い方は受診されております。されてない方は電話でもやりとりして、そういった促しをされているというふうなことで結構なことだろうというふうに思います。そしてまた、半年後はそういった経過を聞くというような非常にそういった保健指導はされているということは本当に安心をするわけでございますが、そういった受診をされない方のもう少し受診率を上げるための方策、私先ほど言いましたようにそういったできないものか、お願いをいたします。

〇渕上隆文住民課長

現在、特定健診等の受診方法といたしましては、町の広報誌、あるいはホームページ、ケーブルテレビ、それと受診時の広報車での周知徹底を現在図っているところでございます。また、今後未受診者の方に対しましてはいろいろと担当課のほうでも話をしながら、今議員申されましたように電話勧奨等を促しながら受診率の向上に努めていかなければならないというふうに考えている次第でございます。

以上です。

〇井﨑好信議員

先ほど課長のほうから御説明では外来として資料を見ているときに糖尿病、あるいは血圧の高血圧症の方が非常に多いというふうな医療費の割合も多くなってきているというふうなお話がございました。この糖尿病って本当に厄介な病気だというふうに私も思います。先般新聞にも掲載をされておりましたが、世界でもこの糖尿病が非常に急増しておると。やはりこういった高度成長に伴って中国なり、あるいはインドとか、あるいはアフリカとか、非常に多くなってきているというふうなことが掲載をされて深刻化しているというふうなことでございます。ちなみに日本人は糖尿病の患者は950万人というふうなことでございます。予備群を含めますと2,050万人いるというふうなことが推測をされるものでございます。非常にこの病気、ぜいたく病というふうなことがわれる食の飽食化によって偏った食事等によってこういうふうな病気がなるというふうなことでございます。もちろんこの高カロリーの食事、あるいは糖分を含んだ清涼飲料ですね、そういったことがやっぱり大きい起因になっているというふうなことでございます。

それから、もう一つの高血圧症は塩分のとり過ぎが原因と、起因しているというふうなことでございまして、塩分摂取量は非常に最近多くなって、平均で摂取量で男性は1日14グラム、女性で11.8グラムというふうなことが掲載をされたところでございます。高血圧となりますと動脈硬化、あるいはそれが進んで脳梗塞なり、あるいは心筋梗塞を引き起こすというふうなことでございます。今、国でもこの塩分摂取量、1

日9グラムを、8グラム減らそうというふうな、そういう目安を1グラム減らしたというふうなことも言われておりました。塩分というのは食塩ばかりでございませんで、いろんな加工品にも塩分は含まれておりますようでございます。調味料なり、あるいはマヨネーズとかケチャップとかハムとかウインナー、食パンにも塩分が含まれるというふうなことから、そういった塩分を控えて、やはり塩分のある程度あったほうが食事としてはおいしいわけでございますが、そういった高血圧症というふうなことを考えると、特に我々の世代といいますか、もう年とってからは塩分控え目な食事をしながら、このこういった高血圧症にならないようにしていきたいものだというふうに思います。

健診を受けて、やはりそういった、健診を受けますとその結果、血液検査なりでこういった糖尿病は例えばヘモグロビンですか、A1cが例えば5.9以上はもう予備群ですよとか、血糖値も126以上はもうそういった予備群になりますよとか、要治療なり、あるいは要改善なり治療なりというふうなことで結果が出てくるわけでございまして、そういった形で早期にそういった結果をもとに早期に治療することが重症化にならずに済むというふうなことで、そういった健診を結果を踏まえて皆さん方も町民の皆さん方もそういった病気を大きく重症化しない対策が必要になってくるというふうに思います。

ずっとこの関係をしておりますので、次、3点目に移らせていただきます。

2013年に全国で医療機関で支払われた医療費が概算で39兆3,000億円というふうなことが報道されました。これは1990年、24年前と比べますと約倍に膨らんでいるというふうなことで、政府も2015年、来年度から各都道府県にそういった支出目標を設定するような動きもあるようでございます。本町でも健全な国保会計の運営をする上で、ある程度の抑制といいますか、どのように考えていらっしゃるのか、お伺いをいたしたいと思います。

〇渕上隆文住民課長

健全な運営をする上での医療費の抑制をどのように考えているかという御質問でございます。

先ほどから申し上げておりますが、現在実施をしております特定健診、特定保健指導及び各種がん検診並びに人間ドック、脳ドック検査を通じて、早期発見、早期治療につなげるためのこれらの各種検査事業の受診率の向上に努めることがまず抑制策の第一ではないかというふうに考えているところでございます。それと、被保険者の方への医療費の額のお知らせする事業、あるいは今年度よりジェネリック後発医薬品に変更した場合の差額通知の対象を昨年度は500円以上の方に送っておりましたけれども、今年度より引き下げまして300円以上の差額が発生する被保険者の方に変更いたしまして普及拡大というふうに図っておるところでございます。

それから、先ほど議員おっしゃいました2013年度の医療費の概算が39兆3,000億円ということで、11年連続過去最高を更新したものと発表されております。また、先ほど申されましたように都道府県ごとに医療費の支出目標の設定をする旨の新聞報道もあっております。今後、当町といたしましても、国や県の動向を十分注視をいたしま

して、保健事業の充実を図りながら医療費の抑制に努めてまいりたいと考えている所存でございます。

以上でございます。

〇井﨑好信議員

抑制策といたしまして早期の発見、早期治療に努めていくと、本当にそうしていただきたいと思いますが、先ほどの1点目で申しましたが、本町でも糖尿病、あるいは高血圧症が多いというふうなことで、抑制といたしましてはこの2つといいますか、もう2つに絞る、ちょっと語弊があるかわかりませんが、大きく2つに絞って、この受診結果、健診の結果を見て、そういった疑いといいますか、要治療といいますか、改善を含めて治療がある方にはそういった指導を積極的な指導に努めていただきたいというふうに思いますが、その辺いかがでしょうか。

〇渕上隆文住民課長

議員今申されましたように積極的に勧奨することによって医療費の抑制につながってまいるというふうに考えておりますので、担当課といたしましても積極的に対応させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〇井﨑好信議員

よろしくお願いをいたしたいというふうに思います。私がずっと以前に一般質問で何年ぐらいかちょっと記憶にございませんが、20年前後だったかと思いますが、国保加入者の中で非常に健康な方、もうお医者さんにかからなかった方、もう1年間医療費を使わなかった方、そういった方に粗品でもやって、広報等でも公表したらというふうなことで一応そういったことを数年間はされとったかと思いますが、ごく最近といいますか、ここ数年されていらっしゃらないようなことかと思います。どういった経緯があってそういった形になったのか、その辺わかればお伺いしたいというふうに思います。

〇渕上隆文住民課長

先ほど申されました健康保険表彰事業という事業であったかと思います。この事業は平成21年度まで行われておったというふうにお聞きしております。しかし、平成21年度に初めて4,334万4,957円の赤字決算となり、また翌年度22年においても1,465万5,711円の赤字決算というふうな状況の中で、この財政を確保するというのが非常に難しいような状況になったということで、当時の担当課で協議をいたしました結果、事務評価等も行いながら廃止になったということをお聞きしている状況でおります。

以上でございます。

〇井﨑好信議員

平成21年度から私冒頭申し上げましたが赤字決算、その後なってきた。それで、財 政の面で非常に確保が難しいというふうなことだったかと思いますが、ちょっとおか しいんじゃないでしょうか。もうそんな粗品、品をそういう高額な品を私はどういっ た品をやってらっしゃったのか私も存じておりませんが、そういうこの国保会計に非 常に圧迫するような、そういう品をやってくださいというような言った覚えもないわ けでございますが、私はこういった方々がいらっしゃったら、ことしの25年度の決算 でも30万円強、30万1,000円幾らやったですか、決算で25年度決算1人当たりが医療 費として支出をされておる。そういった中で全然無医療、病院にかからなかった、歯 医者も何もかからなかった方が本当にそれぞれに御苦労があっているかと思います。 食事の面、あるいは常に健康に留意されてウオーキングなり運動なりをして、そして 健康に努められているわけですね。そういった方は本当にもう何人かしかいらっしゃ らなかったと思いますが、そういう財政を圧迫するようなことじゃないと、そういっ た品をやってくださいじゃなくて、そういった方は本当に国保会計に貢献されている というふうに思います。今後もそういった私はそういった該当者がもう遠慮されての ことだったかなとちょっとそういった公表は避けてくださいとか、よろしいですよと いう謙遜でされとったかなと思いますが、そういった財政のことならば、今後私はも とのようにしていただきたいというふうな思いでございますが、その辺いかがでしょ うか。

〇門田和明保険専門監

国保財政における報奨制度の復活というふうなことだと思いますけども、現在国においても医療費を抑えるための一つの方法として有効であると判断されております。それで、先進的事例地を調査をして進めていきたいというふうなことも国のほうでは言われているみたいです。ただ、一方で、この制度を実施することで我慢して受診をされないというふうなこともあるんではないかというふうなことでちょっと心配されている面もありますので、こういうふうな国が先ほど言いましたように一応調査を始めておりますので、それ等を注視しまして、また私たちもこれも一つのいい方法だとは考えておりますので、前進的に考えてまいりたいとは思っております。ただ、先ほど言っておりますとおりやっぱり赤字財政でございますので、その辺は慎重にやっていきたいと思っております。

以上です。

〇井﨑好信議員

その辺のところを加味してよろしくお願いしたいというふうに思います。

4点目になりますが、日本人の伝統的な食文でございます和食が国連の教育機関ユネスコによって無形文化財として登録をされました。この和食が世界中に認められたものだというふうに思います。本町でも栄養バランスを考え、また健康を考えるときに、この和食の文化を継承して、そして推進をしていくものだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

〇堤 正久保健福祉課長

和食の文化の継承ということでございます。我が国の現在の伝統的な食生活につきましては、気候、風土に合った米や野菜を中心とした油分が少量の栄養バランスがとりやすい豊かな食生活ですが、一方では議員おっしゃるとおり塩分の大量摂取ということや脂質の摂取不足などの課題も残っているところでございます。戦後につきましては、米や野菜を中心とした伝統的な食生活に畜産品や乳製品などバランスよく取り込み、主食の米と多様な副食から成る日本型食生活を実現し、海外からも大きく評価をされているところでございます。しかしながら、この最近では日本型食生活から個人の好みに合わせた食生活のスタイルへと食が多様化をしております。その結果、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足等、栄養の偏り、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病の増加、過度の減量等によります問題が引き起こされるようになっております。食の多様化は社会構造や国民意識の変化に起因するもので、短期間に問題を解決するのは困難だと思っておりますけども、今年度策定を予定をしております食育推進計画等々の中でも食育という観点から捉えて粘り強く周知広報を取り入れながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〇井﨑好信議員

課長答弁にございましたように、今の食事は孤食化、あるいは簡便化というふうなことが進んで、特に若者が欧米化になって、そういったことで和食離れが進んで、そしてまたそれが起因として生活習慣病にもなっていると。そういった和食がそういった予防にもつながるというふうに思うわけでございます。食育推進計画の中でも食育と捉えて今後推進をしていくというふうなことでございましたが、提案でございますけれども、この今白石町の地産地消、山の幸、野の幸、海の幸を使った、そういった和食の郷土料理のコンテストでも開いていただいたらというふうなことを提案申し上げたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

〇堤 正久保健福祉課長

お答えをさせていただきます。

和食のコンテストの実施ということでございますけども、平成24年度に食育まつりというのを福富のゆうあい館のほうで開催をいたしました。特産品を使った料理で御当地グルメコンテストなどを行い、料理の部とお菓子の部に分けて募集をいたしました。今年度、先ほども申し上げましたように今年度食育推進計画の策定をすることといたしておりますが、今現在もう作業を進めているところでございます。計画の策定につきましては、関係機関との連携のもとに健康な心と体づくりのためによく、よい食習慣の普及とよい食文化の継承を行えるように具体的な目標を定めていきたいと思っております。それに向けて具体的な取り組みを考えていくことと考えているところでございますが、食育コンテストということではなくて食育の計画の中でさまざまな方法の中で地元食材を使った料理、また日本型食生活のよさというものについて紹介できていければなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

〇井﨑好信議員

そういったことで、よい食育とよい食文化というふうなことから、こういった和食、 日本食の推進をお願いしてもらいたいというふうに思います。

次に5点目に、急にかたい話でございます。

滞納について、そしてまた収納状況についてお伺いをいたしたいと思いますが、平成25年の国保会計の決算におきましてもたくさんの多くの滞納が発生をしておるところでございます。そういった説明を含めましてお願いしたいというふうに思います。

〇渕上隆文住民課長

平成25年度における国保税の現年度課税分、過年度滞納繰越分合わせまして調定額10億5,574万9,283円に対しまして、収入額9億1,190万3,781円、不納欠損額781万7,415円、収入未済額1億3,602万8,087円となっておる状況でございます。

収納状況は、現年度課税分95.34%、過年度滞納繰越分27.67%となっております。 現年度分、過年度分合わせた収納率86.38%は県下20市町ございますけれども、2番目の収納率の高さを誇っております。また、4カ年の推移を見てみますと、22年度80.38%、23年度83.04%、24年度84.23%、25年度86.38%となっている状況でありまして、毎年収納率は向上いたしている状況でございます。

以上でございます。

〇井﨑好信議員

もう収納率は現年度で95.34%、過年度で27.67%、合わせて86.38ですか、県下でも2番目の徴収率だと、本当に結構なことだというふうには思いますが、過年度分で3,807万3,870万2,022円、そしてまた新規に4,267万6,444円というふうなことで、397万4,419円増というふうになっているわけでございます。議会初日に吉村監査委員のほうから報告もございましたように、非常にこの滞納額は地方財政にとっても非常に大きい問題であると、税負担等の公平を期すためにも滞納者の一掃を図って新規滞納者を出さない対策を検討してほしいというふうなこともお話もございました。収納率が県下の2番目であっても、また新規にこういった過年度分の徴収以上の新規の滞納を生んでいる、非常にイタチごっこじゃなかろうかなというふうに思うわけでございます。その辺、町政を預かる町長といたしまして、こういった状況をどのような思いでいらっしゃるのか、その辺の見解、御所見をお伺いしたいと思います。

〇田島健一町長

ただいま井﨑議員から国税の滞納額と、その状況についてのお話があって、さらに 町長として思いはどうかということでございます。

国税にかかわらず税については、それは絶対払ってもらわにゃいかん話でございますけども、いろんな理由等々で払っていただけない方がいらっしゃるわけでございます。過年度分の滞納額の収納については、これについてはまずもって滞納者の方と接

触することがまず最初、対応すること、行動することじゃないかなというふうに私は思っております。ロ、文書をやるとかなんとかじゃなくて、やっぱり役場職員と滞納者の方との出会いが絶対必要だというふうに思います。そういうことで過年度分に滞納がある方に対しましては短期の保険証を交付しているところでございまして、その折役場に来ていただくわけでございますけども、保険証を交付するという機会にもって面接接触をするわけでございまして、そのときの納税のお願いも当然させていただくということになります。そういうことで、役場に来ていただいたときにこちら側としては税の納税のことについていろいろと御説明を差し上げるわけでございますけども、この率として先ほど言われましたように86%が高いか低いかというのを県下2位ということで低いか高いかというとは判断があるところでございますけども、我々としてはさらなる収納率の向上に向けて具体的対策等々についてもう一度庁内の中でも議論をして、どんなどのような対策講じた方がいいかというのは全職員でまた勉強会をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

〇井﨑好信議員

この滞納金につきましては、職員の方々も昼夜努力をされて徴収に当たっていらっしゃるというふうに思いますけれども、もう少し徴収対策として強硬な、そういったことも考えられるわけですけれども、その辺はどういったお考えでございましょうか。

〇吉原拓海税務課長

町税とともに国保税の徴収を預かる収納対策を抱えております税務課のほうからお 答えいたしたいと思います。

現年度課税の分が、特に過年度分についてはもうある程度の額がずっと残ってきておりますけど、今まではそういうものを対象にできるだけいろんな差し押さえとか、そういうふうなものをやってきておりました。ただ、昨年ぐらいから現年度課税、特にことしの分について早目に対策をとるというふうなことで、年に3回、5月、9月、1月に現年度分の催告状を送るというふうなことをいたしております。その中には少し厳しい文章も入れております。以前は徴収という形で職員が回っておりましたけど、そういうことではなくてできるだけ役場のほうに来てもらう。そして、中で国保の担当者を含めまして制度の理解、そこら辺を含めまして納税指導をしていくというふうな体制に今切りかえております。特に初期の滞納者につきましては、早目の納税指導を行うというふうなことで、長期の滞納者につながらないというふうな対策を今そこら辺に力を入れているというふうな状況です。

それともう一つ、滞納処分につきましても従来は預金とか生命保険の差し押さえ、 そういうふうなものに力を入れておりましたけど、今は給与所得者による給与の差し 押さえ、事業所にまで調査が入る、それから年金受給者に関しましては年金の差し押 さえの承諾をもらうというふうな形で年金についても2カ月ごとですけど、そういう ふうな支払い時期につきましては年金の事業者、年金機構からですけど直接こちらの ほうに納めてもらうというふうなことに力を入れておりますし、今後事業者につきま しては売掛金、そこら辺の調査も行いまして本人さんの手元に渡る前の売掛金につい ても入っていきたいと考えております。特にそういうふうなことを行うことで我々の ところに相談に来てもらうというふうな第一の目的というふうなことも考えて、今か ら実施していきたいと思っております。

それともう一つ、平成26年度より F P 事業というふうなことでファイナンシャルプラン事業ですね、そこについても力を入れております。これについては、過払い金の請求とか、まず生活設計を見直してもらおうというふうなことで専門業者を入れて事業実施して展開しているところでございます。

以上です。

〇井﨑好信議員

いずれにいたしましても、こういった多額の滞納金でございます。徴収をスムーズにすることによって国保会計の基金にでも充てられるような多額の滞納額、多くの金でございますので、そういった基金にも充てられるようなことで徴収に努めていただいて、そして国保会計の健全な運営に努めていただきたいというふうに思います。

次に、2項に移らせていただきます。小・中学校の教育問題についてでございます。 先般教育委員会からいただきました教育要覧、白石の教育の中で重点目標として、 豊かな心、そしてまた健やかな体を育てる教育というふうなことがもう明記をされて おりました。この道徳教育というものは家庭、あるいは地域でもちろんでございます が、学校で充実した教育をすることが不可欠じゃなかろうかなというふうに思うわけ でございます。

第1点目に、この道徳の時間割り、そしてまた教育がどのような内容で行われているのか、お尋ねをいたします。

〇本山隆也学校教育課長

道徳の時間割りと教育内容でございます。

道徳教育は道徳の時間をかなめといたしまして、学校の教育活動全体を通じて行うとされています。学級活動や学校の行事はもちろん、主たる国語や社会だけではなく、算数、数学や理科など教科の授業の中でも道徳教育は行われるというのは前提でございます。ただ、一定の学習時間は必要だということで昭和33年以来、年間35時間、週当たり1時間小・中学校に道徳の時間が特設されております。専門用語となりますけれども、道徳教育は教科ではなく領域と位置づけられております。教育内容は主として自分自身に関すること、次にほかの人とのかかわりに関すること、次に自然や崇高なものとのかかわりに関すること、次に集団や社会とのかかわりに関すること、これらの4つの視点が設けてあります。各学年の発達段階に応じて思いやり、親切、勤労、奉仕など、16から24の内容がございます。各学校はこれらの教育内容をもとに道徳教育の全体計画と年間計画を作成し、道徳教育を行っております。町教育委員会といたしましては、先ほどの豊かな心を育む教育の推進のためにふれあい道徳、これは全県下で行っておりますふれあい道徳による公開授業や、豊かな心を育てるための芸術体験授業等を実施しております。また、子供たちの愛郷心を育むことを目的に小学校社会科副読本、私たちの白石町、これでありますけれども、このようなものを作成いた

しまして小学校3年生の児童全員に配布し、活用を行っているところでございます。

〇井﨑好信議員

時間割りとしては年間35時間と、週に1時間というふうなことでございました。全体を通じて教科の授業の中でも道徳教育ができるというふうなことで、自身のかかわり、人とのかかわり、自然とのかかわり、集団、社会とのかかわりというふうな4つの視点というふうなことでございました。そして、特に思いやりというふうな言葉も出てきたようでございます。私が6月20日でしたか、学校訪問で有明中学校に参ったときに教育長も課長もいらっしゃったからお聞きされたと思いますけれども、校長先生のお話の中で挨拶運動の中で朝学校のほうでやったときに急な雨が降ってきて、そしてある部活が当番であったので傘を持ってきた人は傘をとりにいって差されて、自分1人持ってきた人は自分一人で傘だけ自分だけ入って、もうほかの人には傘を差してやらなかったと、自分一人で差したというふうなことで、非常にそういった今子供たちも思いやりの欠けた子供がいるというふうなことをちょっとお話をされたところでございます。

この道徳の時間、そういった人間はまず思いやりというふうなことを精神を育むことで社会に出てからも大いに役立つというふうに思います。そして、もう一つは、忍耐強さ、あるいは我慢強さも必要じゃなかろうかというふうに思います。そしてまた、命の尊厳、非常に今犯罪も全国では低年齢化もしてきているわけでございまして、またいじめもあっております。そういった命の尊厳、こういった大きく3つがこの道徳の中で教育に必要だなと私は感じております。そういったこと、そして今教育要覧の中でもこういった鑑賞といいますか、演劇とか、そういった鑑賞もされているようでございますが、そういう思いやりとか、あるいは忍耐、我慢強さ、あるいは命の尊厳のように、そういった演劇の鑑賞もよろしいでしょうが、そういうそういったテーマに合った映画、あるいはビデオでもあったら、そういった鑑賞も私はいいんじゃないかなというふうに思いますが、その辺お尋ねをいたします。

〇本山隆也学校教育課長

本当に議員おっしゃるとおり子供たちのやわらかな感性にすばらしい芸術性のあるものを本物を見せ、また聞かせ、そして体験させることはすばらしいことだと思っています。そしてまた、実際机上の道徳教育ではなく、生涯学習でも行われているとおりおおどぼう倶楽部等、実際の現場での子供たち同士、また異年齢同士、そしてまた地域の皆さん同士の活動によって、そういったものも育まれていくものだと思っております。

〇井﨑好信議員

そういったことでよろしくお願いしたいと思います。ちょっと時間は押しておりますので、ちょっと急がせていただきます。

次に、第2項の小学校の文部科学省では小学校の道徳が先ほど課長は道徳は教科じゃないというふうなお話がございましたが、道徳の時間を正式な教科にするような動

きがあるようでございます。今後、どのようになっていくのか、その辺を教育長、よろしかったら御答弁をお願いしたいというふうに思います。簡潔にお願いしたいと思います。

〇江口武好教育長

道徳教育では自分に関すること、他人にかかわること、そして命、それから崇高な もの、そして社会的なものと、この4つを項目としていろいろ学習しているわけです。 そして、先ほどもございましたけど、小学校も中学校も毎週1時間、35時間です、年 間。そして、しかも教科ではございません。教科でないのは4つございます、総合的 なものとか。ただ、ただし今までもさっき鑑賞云々というのがありましたけど、そう いったものを超えて道徳の35時間を超えて学校教育全体を全体の中で道徳的なものを やっていくんだと、そういうのがございます。でも、そういうふうに進めてきたけど いま一つ、最初ありましたように命にかかわること、いじめ、それから自分自身がな かなか強くなれないとか、さまざまな問題事象が出てきております。それで今、文科 省では教科化を図ると。しかも、教科というのは教科書が必要でございます。そして、 教科になればこれは評価が、どうだったかという評価が必要でございます。ただ、算 数、国語、英語、理科みたいに点数にはなじまないと、内面のものでございます。だ から、評価はしないけど、これは特別な教科ということで何とか教科書の改訂といい ましょうか、採択をしなくてはいけませんから、大体18年度ぐらいのめどなのかなと。 ただ、前倒しをしまして15年ぐらいから移行的になされるのかなと。じゃあ、そのと きに教科書がないのをどうするかといいますと、先ほどお出ししましたかね、こうい った低中高、それから中学校と、これは私たちの道徳、これはもう今教科書的に使っ ております。しかも、学校に置くなと。必ず家にも持ち帰って親子で学びなさいとい う中身でございます。そういうことで進められているというところです。ただ、正式 にはまだそういったきちっとした通達は来ておりません。諮問を受けて答申が出され たという段階でございますので、今後しっかり見ていただかなくてはいけないのかな と、そういうふうに捉えております。

以上です。

〇井﨑好信議員

ありがとうございました。しかし、この教科としていけば子供の内面、あるいは価値観も違う中でそういう評価をするということもいろいろ問題もあるかというふうに思います。今後、どうなっていくのか、しかしながらそういった思いやりや、あるいは命の尊厳、そして我慢強さ、そういったことを植えつけた道徳教育になってほしいと、そういうふうに思います。

3点目に、先日新聞に掲載をされておりましたけれども、文部科学省が全国の学力テストの公表におきまして児童アンケートで携帯電話、あるいはスマートフォンを使う、その平日に1時間以上使う子供が小学校の1年生、3年生で15.1%、そしてまた中学3年生では46.7%というふうなことで、時間が長く使用するほどその成績の低下が見えるというふうなことが掲載をされておりました。本町で携帯電話あるいはスマ

ートフォンを持つ、あるいは使うことで学力に影響がないのか、お願いいたします。

〇本山隆也学校教育課長

この件につきましては、主任教育主事の白濱主事が来ておりますので、白濱のほうからお願いします。

〇白濱正博主任指導主事

失礼いたします。議員様が申されるとおり、この間学力テストと携帯電話の使用についての相関関係が見られるということで、使用が長いほど子供たちの学力に影響を与えているということが出されております。白石町におきましても、その点はやはり危惧をしております。せんだって学校のほうに所有率について調査を行ったところです。そういう実態を把握しながら、学校とPTAと、また教育委員会と、そういうところと連携しながらいかに図っていくかというところを今後検討していかなければならないと思っております。町のほうに学力向上対策委員会がございます。9月30日に行います。各学校で分析等を行っているところです。そこの中でこういうスマートフォンの使用とかも検討しながら、今後の対策を考えていきたいと思います。

参考になりますが、現在小学校、中学校の児童・生徒でスマートフォンを所持しているという割合が町内で大体2割程度となっております。子供たち今5人に1人が何らかの形でスマートフォン等を所持している。もう一点、ゲーム等がインターネットにつながる可能性が非常に高くなっております。また、音楽機器もインターネットに高くつながる可能性がありますので、そういうところを含めて情報モラルの指導も必要性を感じているところです。

以上、失礼いたします。

〇白武 悟議長

これで井崎好信議員の一般質問を終わります。 以上で本日の議事日程は終了いたしました。 あすも一般質問となっております。 本日はこれにて散会いたします。

15時31分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条 第2項の規定によりここに署名する。

平成26年9月10日

白石町議会議長 白 武 悟

署名議員 吉岡英允

署名議員片渕彰

事務局長 鶴﨑俊昭